

平成19年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年6月13日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

日程 1. 一般質問

〔1〕 13番 里川議員

1、王寺周辺広域市町村圏協議会について（以下協議会という）

- ①特別地方公共団体との違いについて。
- ②全額公金の各町負担金で運営されている団体が出している補助金の基準はどうされているのか。
- ③視察をしない視察旅行について。
- ④町長会の運営について。
- ⑤協議会・町長会の今後のあり方について。

2、後期高齢者医療制度について

- ①広域連合議会で決定したことについて各市町村・議会でどのような取り扱いとなるのか。
- ②保険料設定のしくみと国保税との整合性について。
- ③資格証発行の制限について。

〔2〕 10番 浦野議員

1、まちづくり構想の転換期を意識しているか。

- ①第3次斑鳩町総合計画で構成されている内容は、現状と大きくかけ離れているが、このまま総合計画を進めるのですか？

2、総合福祉会館建設の目的は。

- ①総合福祉の内容とランニングコストの予想について問う。

3、社会保障改革について

- ①地方分権時代に突入し、町独自の社会保障制度についての視点と具体的な制度について問う。

4、行政改革について

①行政改革の具体策について。

〔3〕 14番 木澤議員

1、若者のはしか対策について

①斑鳩町での経過と対策について。

2、介護保険について

①被保険者がおかれている状況について。

②町独自の軽減制度について。

3、特別職の退職金について

①特別職の退職金に対する考え方について。

4、最低賃金について

①最低賃金のあり方とその影響について。

〔4〕 4番 吉野議員

1、人にやさしいみちづくりについて

①JR法隆寺駅自由通路について。

②法隆寺参道について。

③斑鳩町内の国道、県道、町道、里道について。

④通学路について。

2、激甚災害への備えについて

①激甚災害時の広域避難場所等について。

〔5〕 7番 嶋田議員

1、AEDに関して

①AED設置後の取り組みについて。

2、法隆寺駅周辺整備について

①今後の取り組みについて。

3、斑鳩町内にある公園について

①管理及び点検について。

〔6〕 12番 辻議員

1、個人情報保護条例について

①現在の個人情報保護法、町の個人情報保護条例の目的及び制定後数年運用しておられるが、問題点や課題について。特に自治会運営と福祉

関係についてどのように考えておられるのか。

②斑鳩町防災計画においても災害時などの要援護者高齢者や障害者などの方々の対策についての取り組みをすることとされていますが、現行の個人情報保護制度上の問題点は何にあると考えておられますか。

③最近福祉に関して高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉に関して、その役割は広がりつつあります。また、それぞれの対策も広範囲になってきていると考えます。そうした中で、現行の個人情報保護制度上の問題点は何にあると考えておられますか。

2、介護支援ボランティア制度の導入について

①介護支援ボランティア制度の内容についてお聞かせください。

②東京の稲城市の取り組みもうとしている内容についてお聞かせください。

③介護支援ボランティア制度の導入について、現時点での町の考え方を
お聞かせください。

〔7〕 1 1 番 飯高議員

1、地球温暖化対策の推進と充実について

①地球温暖化の取り組みと成果について問う。

②地域の特性に合った対策をどう考えているのか。

③地域住民への情報提供と活動をどのように進めるのか。

2、災害弱者の安否確認について

①高齢者を支えるネットワークをどのように考え進めるのか。

②実効性のある安否確認をどのように具体化していくのか。

(高齢者マップの作成)

3、印刷物ガイドラインの策定について

①印刷物作成の判断基準について問う。

②ユニバーサルデザインを考慮した印刷物ガイドラインの策定について
の見解を伺う。

4、町営住宅ストックの活用について

①町営住宅の現状について問う。

②町営住宅の募集及び申し込みの状況について問う。

③今後の町営住宅の供給について問う。

〔8〕 8番 西谷議員

- 1、今年2月19・20日に実施された近隣7町の町長視察研修について問う。
 - ①視察研修の目的は。
 - ②過去10年間の視察報告書及び視察費用について。
- 2、平成17年11月17・18日に実施された当時の斑鳩町議員の視察研修の実態について問う。
 - ①視察研修の目的は。
 - ②視察報告書及び視察研修費用について。
- 3、公共下水道事業について問う。
 - ①下水道加入負担金一律10万円を住民から徴収する理由は。
 - ②排水設備工事の業者選定について。
 - ③町が設定した下水道料金の根拠について。
- 4、ごみ分別とリサイクルの実態について問う。
 - ①町指定ごみ袋の年間の作成費はいくらか。
 - ②年間の町民が購入するごみ袋代金はいくらか。
 - ③町が無料としている町指定ごみ袋の自治会配布手数料は年間いくらか。
 - ④各種団体による廃品回収の補助金は年間いくらか。
 - ⑤ペットボトル・ビン缶・プラスチックごみの年間処理費と、最終処分の実態について。
- 5、平成17年10月の町長選挙及び平成19年4月における公職選挙法違反の実態について問う。

〔9〕 5番 伴議員

- 1、町政一般について
 - ①これからの斑鳩町の発展について、町長のビジョンをお聞かせ願いたい。
 - ②斑鳩という町の町長の持つておられるイメージはどのようなものか。
- 2、地方分権と合併について
 - ①国や県の考え方。
 - ②斑鳩町としては、今後どう考えているのか。

3、教育、行政について

- ①町立小学校・中学校の「いじめ」「不登校」問題について、各学校別にどれぐらい発生しているのか。
- ②いじめ問題について、どのような方策を取られているのか。
- ③子ども110番の旗とみまもり隊について。

4、国民年金について

- ①斑鳩町では、国民年金納付記録（2001年末まで）は現存しているのか。
- ②加入者が保険料を払ったと記憶していても、社保庁に記録がない場合の対応はどうするのか。

5、民法上の摘出推定の特例について

- ①前夫の子と推定する民法の規定について、例外的に再婚相手の子などと認める新制度の取り扱いについて、どうするのか。
- ②止むを得ない理由で離婚前妊娠になったケースの場合の考え方について。

〔10〕2番 小林議員

1、放課後子どもプラン

- ①本年度中に示す方向性について。

2、人間ドック・脳ドック健診

- ①受付方法について。
- ②医療費適正化の総合的な推進について。

3、クレジットカードによる公金収納

- ①収納方法の多様化による徴収率の向上。

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、今年の2月19日、20日と、7町の町長が視察を行わずに視察旅行と銘を打って出かけられた問題について、色々住民の皆さんからもご意見をいただき、私自身もこの間議員をさせていただきながら、この王寺周辺広域市町村圏協議会について、きちっと、もう本当に運営はちゃんとされているのだろうということの思い込みながら来たことを深く反省をしながら、今回一般質問をさせていただきたいというふうに考え通告をさせていただいております。このことにつきましては、きちっと検証をした上で色々なご提案も申し上げたいというふうに考えておりますので、ご答弁の方をお願いしていきたいと思います。

まず1点目、この協議会について、特別地方公共団体との違いについてということで挙げさせていただきました。

斑鳩町では、広域行政を行い、一部事務組合をつくって、1町で行うことが困難な事業、そして効率的に広い範囲で行える事業についてこの一部事務組合、そしてこの一部事務組合では、特別地方公共団体としての活動を行っていると思いますが、この協議会については、特別地方公共団体ということにはなっていないというふうに思っております。

このことにつきましては、私も特別地方公共団体ではないこの協議会をどのようにとらえればいいのかということについて、非常に色々調べさせていただいてまいりましたが、このことについては町としてどのようにお考えになられているのか。特別地方公共団体でないということでご認識いただいて、それらの運営についてどのようにお考えをいただいているのかということについて、まずお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、協議会についてでございます。

協議会につきましては、地方自治法第252条の2の規定に基づきまして、地方公共団体の事務の一部または機関委任事務の一部を共同で処理するために設けられるものでございまして、法人格を持っていない、固有の財産、職員を持たないものでございます。

一方、地方自治法第1条の3に定める特別地方公共団体とは、地方公共団体のうちで特別の目的のために設けられたものでございまして、あるいは特殊の事情により特別の規定を必要とするために設けられたものでございます。例えば、1つといたしまして東京都の区であります特別区、2つとして地方公共団体がその事務の一部または全部を共同で処理する地方公共団体の組合、3つといたしまして財産または公の施設の管理及び処分を行う財産区、4つとして一定の地域の総合的な開発計画に基づく事業を他の地方公共団体と共同して総合的に実施する地方開発事業団の4種類がございまして。

特別地方公共団体は公法人でございまして、規約で定められた事務を共同処理するために必要な範囲におきまして権利事務の主体となる得る点が、協議会とは異なる点でございまして。

なお、王寺周辺広域市町村圏協議会は、行政課題が年々複雑多様化する中であって、各町単独では対応が困難な事案について、連携あるいは協力によりまして対応することを目的に、昭和45年に設置された協議会でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私は、協議会そのものを否定するつもりは全くございません。そのことについては、最初にお断りをしておきたいと思っております。

今、45年に設立をされているとおっしゃられましたが、多分知事の方への申請などの手続などについては、もっと後からだっただけではないかというふうに考えます。それはまたそれで、手続上の問題ですので、それは結構ですけれども、ただ今の部長の説明にありましたように、職員の問題について、私も実はこの協議会の予算書、決算書を見させていただく中で感じておったんですが、ここの協議会から職員の事務委託費として、ここで言えば、今、三郷町の方に事務局があるということで、三郷町の職員さんに対して391万8,114円、これだけのお金を、18年度の予算書では職員の方の費用、事務委託料として払っているということになってます。

今、部長の説明にありましたように、私、わざわざこの一部事務組合と協議会の違い

をお聞きしたのは、一部事務組合、斑鳩町の例規集見ておりましたが、規約にすべて、「吏員、職員を持つ」というふうに明記をされております。けれども、協議会は、今、おっしゃられたように、職員を持っていないはずなんです、この事務委託料としてこれだけの費用を出されることにつきましては、私もちょっと調べて、地方自治法調べながら考えたんですが、地方自治法204条の2項で「給与等の根拠」という問題があると思うんですね。この問題をどのようにクリアをされているのかが私にはわからないので、これについてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、ご質問者もお尋ねのように、地方自治法第204条の2の規定につきましては、給与等の支給制限が規定をされております。先ほども申し上げましたとおり、協議会は地方公共団体の事務の一部または法定受託事務の一部を共同で処理するために設けられたものでございます。法人格を持たずに、また固有の財産、職員を持たないものとされております。

しかしながら、協議会を運営していくためには、その事務を担当する職員も必要となりますことから、協議会の運営に関する事務を町に委託し、事務委託料として職員1人分の人件費相当分を支出しているところでございます。

以上のことから、事務の委託、受託に係る経費でありますことから、地方自治法第204条の2の規定には抵触しないものと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私、ちょっとこれわかりにくいんです。これまた事務局が斑鳩町に回ってきたら斑鳩町の職員になるわけですけども、現在で言えば、三郷町の職員さんとして三郷町から本来給料をいただく、自治法204条の2に基づいて給与をいただくべき方たちに対しまして、またこの協議会から392万円の事務委託料として出すということについて、どんなふうにじゃあ職員さんに対する給料は実際に支払いをされているのかというところがわからないんです。もうちょっと詳しく説明をお願い出来たらと思うんですが、どの役職の方のどの給料がどういうふうに支払われてこの事務委託料が出来ているのかというところについて、これについては確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） どの職員として固定して支払っているのではなく、先ほどご

答弁申させていただきましたように、必要な職員1人分の人件費相当分といたしまして、毎年度大卒の新任職員、概ね3年目程度の給与を算定いたしまして、それで事務委託費として支払いをされております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そしたら、誰に支払っているかわからないけれどもとりあえず事務委託料として、三郷町の職員さんは三郷町から給料をいただいておられますけれども、協議会としてはこの金額を払い、そして三郷町の人件費相当する分のところへ組み込まれているという考え方になると思うんですが、私はこの点につきましても、法定外支給の問題にならないかどうかということについて、非常に心配をしながら今ずっと調べてきたんですが、色んなところの判例が十分、私今の時点では手に入りませんでした。

今後、こういう問題につきまして、どの町も事務局となり得るわけなんですね。ですから、どの町も事務局となり得るわけですから、交代でやっていく中で、わざわざこの事務委託料を出さなければならぬのかどうか。この法の給与等の根拠についてのわかりにくい問題があるにもかかわらずせなあかんのかどうかということについては、もうちょっとご検討をお願いしておきたいなというふうに思っております。

それと、続きまして、全額公金で各町の負担金で運営されている団体ということです。斑鳩町では、18年度の予算につきましても、18年の8月25日に120万8,000円、この協議会の方へ支払いをしております。このようにして各町の全額の公金をもって運営をされているこの協議会が補助金を5カ所に出しているわけなんですけど、地方自治法第232条の2で、公益上必要がある場合にこの補助金というのは交付することが出来るというふうに規定をされまして、斑鳩町自身もこの補助金を交付するに当たっては、団体に対する補助金等の交付事務取扱要綱をもって補助金を出しております。

私たちは、予算書、決算書を見る中で、町がこういうふうに補助金出しますよということについてチェックをいつもさせていただいているわけなんですけど、この協議会では、この補助金を出すに当たりまして、これらの一定の基準なり規定なりというものをお持ちになっているのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 補助金の支出基準につきましては、広域圏協議会の規則等に

においては特段の規定はないものでございます。

その執行の必要性につきましては、協議会におきまして十分審議し、広域で対応する必要がある団体等に対しまして支出されていると理解をいたしております。ちなみに、平成18年度決算では、広域議長会、社団法人法隆寺青年会議所、西和地区交通安全母の会、西和自主夜間中学の計4団体に交付されたところであり、王寺周辺広域市町村圏町長会は不交付となっております。

今後の対応につきましては、事務局におかれましては、交付基準が不明確であること、またこれまでは関係書類等の提出を求めていなかったこと等課題があることから、補助金の交付、申請に際しての要綱等の整理につきまして調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 当たり前のことだと思います。全額公金で運営をされている協議会ですので、中身についてはそういうふうにしちつとしていただきたいと思います。

この補助金の中身の中で少し気になりましたのは、西和地区交通安全母の会とか西和自主夜間中学運営、これらについては各町からも補助金を出しているというふうに考えてます。西和地域での活動が必要ということであれば、各町でそれぞれ出すということの方が明確になるのではないかなというふうに私は思ってるんです。

この運営費の補助金の出し方についても、協議会が出すということについてはどうなんだろうというふうに、何か協議会というところが出すということについては、私はすごく違和感を持っておりますので、今、部長おっしゃられたような整理をかたがたお願いをしておきたいということと共に、もう一つの補助団体でございます法隆寺青年会議所なんですけど、このところにつきましても、この上部団体である日本青年会議所では、今、「誇り」というアニメーションのDVDを作成しまして、各関係機関などへ配布をしております。

この「誇り」というDVDの内容につきましては、過去にあった戦争についてふれられており、この戦争が日本の自衛のため、アジア解放のための戦争であったということで、その戦争を美化したような内容のものであるというふうにお聞きをしております。そういった色々な活動をされる中で、どういう活動をされている団体なのかということについても十分にご検討いただきまして、補助金を出すのであれば、きちっとした規定を持って出していただきたいと思いますというふうに考えているということをお願いをしております。

と思います。

3つ目になりますけれども、3つ目に書かせていただいておりますのは、視察をしない視察旅行についてということで挙げさせていただきました。まさしく今回の質問をする原因となったものですが、この新聞報道がなされました時に、私たち議員も、議会でも職員でもこんなあり得ないことなのに、何でこんなことが起こっているのだろうというふうに、非常に大きなショックを受けました。それと共に、今先ほども申し上げましたように、この協議会のあり方について、運営はもちろん、斑鳩町の運営きちっとやってんねんから、その町長たち、そして議長さんたちで行われている協議会は運営がきちっとされているだろうと思ひ込みが自分の中にもあったわけなんですけど、今回、私どもの議長の方にも、議長会のあり方についても、もちろんこの視察についてお聞きをしております。議長の方からも、議長会でどういう話し合いがなされたかという内容、今後の議長会のあり方についても、私は議長からも既に聞かせてはいただいておりますが、町長会に絡みます問題につきましては、本日きちっとお尋ねをしておきたいというふうに考えております。

この視察をしなかった視察旅行については、非常に残念な結果があったわけなんですけど、その後帰ってきて問題になって、町長も10万円をお返しになったというふうにお聞きをしておるんですけど、この視察ですね、協議会で視察に行かれることも結構かと思ひます。もちろん議長会も行かれますが、それはそれで、議長レベルで、町長レベルでの視察をなさるといことは結構かと思ひますが、ただすべての費用を、何もかもを町長会で見ているということですね。それと、1泊2日の視察で10万ですからね、私から考えられないような金額が出ましたので。

それで、すべての費用を町長会で見ている。これは、全部公金です。その上、費用弁償、斑鳩町から県外出張になりますと1日3,000円という費用弁償が出ると思うんですけど、この費用弁償については斑鳩町から出されているという、ここの関係のところは私ちょっとよくわからないんです。ですから、ここらの整理を今後どうされるのかということについても、きちっとお尋ねしておきたいと思ひます。費用弁償3,000円、斑鳩町から町長に支出をされたと思うんですけど、そしてその後返還はされているのだろうと思うのですが、それについての事実を教えてください。

そして、今後視察についてどのようにお考えになられているのかということについてお尋ねをしておきたいというふうに思ひます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ただいまお尋ねの費用弁償につきましては、平成19年3月23日に返納をされております。

次に、今後の視察でございます。この町長会におきましても、7町の重要課題につきまして調査研究及び協議することによりまして、本広域圏地域内の地方行政の円滑かつ効率的な展開と総合的な発展に資することを目的といたしまして諸活動を行っておられるものでございまして、今後のその運用のあり方につきましては、幹事会、また町長会におきまして十分検討をされまして、よりよい方向に持っていかれるものと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） もうちょっと明確にお答えいただけないのかなあ、残念だなあと思うんですが、私たち議員も、そして役場の職員さんも、視察に行くとなりましたら、旅費規定がございます。旅費規定に基づきまして支出をされます。もちろん私たちは、例えば晩御飯ちょっとぜいたくしたいなと思えば、自分のお金で晩御飯食べたりするわけですよね、視察に出た時でも。泊まったりする時も、旅費規定の範囲内で、出来るだけ安いビジネスホテルに宿泊をして、一応旅費規定をもとに視察を組んでいくわけなんです。

ですけれども、その町長会の視察につきましては、全額何もかもが公費で支払われたという経過があるわけなんですよね。こんなことはしていただいたら困ると。我々議員や職員と同じように、一定の規定を設けた視察に行ってくださいまして、規定のもとに視察行くと。それ以上自分たちが何かしたいのならば、自分たちのお金でそれは勝手にしていただいたら結構かと思うんですが、そういうシステムをきちっと作り上げんといかんの違うかと。

町のトップに立たれている町長たちが集まっておられる町長会で、そして職員にも住民にも、財政が厳しいからみんな我慢してくださいと、今のこの痛みを我慢してくださいと言わなければならない立場の方なんですからね、そういうふうにきちっと規定を設けてやるという方向をきっちり私はご答弁いただきましたかっただいというふうと考えております。

幹事会、今、部長が色々ご答弁いただいているのは、この協議会では幹事会もでございます。各町の総務部長なりが集まりまして幹事会もされておりますので、幹事会、そし

て町長会、そして議長会、連携をとっていただきまして、この視察につきましてもきちっとした、私たちがいつでも見れるそういった規定をつくっていただいて、そしてその規定に基づいて視察を行っているという状況にしていただきたいというふうに考えております。その点につきましてお願いをしておきたい。そして、この後、協議会の動向を私たちも見ていきたい、きちっとチェックをしていきたいというふうに考えますので、お願いをしておきたいと思います。

そして、続きまして、町長会の運営についてということで挙げさせていただきました。

実は、今の視察の件でも、私議長の方に色々話をさせていただきました、議長会について。その時、議長会が直近に行われておりましたので、5月に行われておりましたので、その議長会の資料を議長から見せていただきました。議長会では、この王寺周辺広域市町村圏議長会規約というものがございます。この規約に基づいて一応議長会活動をされております。そして、一応19年度の事業計画というものもお持ちになっておまして、そしてまた議長会の歳入歳出決算というものがございます。

これで見させていただきますと、議長会の方では、平成18年度繰越金、前年度の繰越金ですね、当初予算として29万9,000円というようなことでありまして、それから収入済額が44万9,875円という形で、こういうふうに決算されて、こんだけお金余ってますよと、そして次の年度に繰り越しますよというようなことがなされているわけなんです。これは、なぜかという、多分、議長の後ろには私たち議員がいますので、あくまでも議会を代表して議長は議長会に行っておられますので、私たち議員にきちっとわかるようにこういう資料を議長会ではそろえていただいているんだろうというふうに思いますし、いつでも私たち議員が見れるようになっているんです。

これを見まして、逆に今度は、じゃあ町長会、協議会から同じように補助金をもらって運営をなさっている町長会はどうなっているんだろうかというふうに思いました。町長会については、その町長会の運営についての規約、そしてまたこういった予算や決算、こういったものについてどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、町長会の平成18年度の決算でございます。歳入の決算額につきましては、繰越金及び預金利子で約617万円でございます。決算額、出でございますけれども、視察等につきまして、今現在お尋ねのとおり全額返納されておりますので、執行はございません。結果として、事務費の約5,000円となっております。

す。差し引き平成19年度への繰り越しにつきましては、約616万円となっているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の金額を聞いてちょっとびっくりしました。町長会への補助金は、18年度は執行されていないといえども、17年度は150万円補助金出しているわけなんです。どうでしょうかね。150万円の補助金に対して、ここの町長会というのは全額公金ですからね、全額公金でこれだけ、617万円、19年度の決算では616万円、こんだけ残ると。これ、こんなあり得る話でしょうか。普通の補助金の出し方として、補助金以上のお金がプールされているというこんな話は、私はちょっと聞いたこともありませんし、これは町長らがみずから出されたお金ではなくすべて公金であるということの中では、この会計処理については非常に問題があるというふうに考えます。

今、決算についてはそういう金額だというふうに部長はおっしゃられましたが、じゃあ、私が最初に聞いたことにはまだお答えいただいてませんが、この規約については、町長会の方はどういうふうになっているのか、もう一度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 規約については、定めてはございません。

それともう1点、今、質問の中で、平成17年150万とお聞きされましたけども、町長会につきましては、平成16年度以降、16、17、18につきましては、補助金は広域圏の方からは出ておりませんので、ご承知よろしく願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 規約がないというご答弁でしたが、やっぱりこれも問題であるというふうに思います。それらの行政課題を持って運営をされるのであれば、きちっとその行政課題についても、目的などをきちっと書いていただきまして、規約を定めていただいて、私自身は町長会や議長会もだめだというふうには思っておりません。協議会があり町長会があり議長会があるということは、7町のスムーズな運営のためにやっていただくのならそれで結構ですが、お金の使い方については、全額公金であり、各町が財政厳しいという中であっては、これらの整理を、全額公金で賄っているのであればきちっとしておいていただきたいということ、願いをしておきたいというふうに思い

ます。

そして、16、17、18補助金を出していない、これだけのお金がプールされているということについても、私は非常に問題があるのではないかというふうに思います。一度これらの整理をやっぱりしていただけたらというふうに思います。それについては、次の質問とかぶるところもございますので、続けて次の項目の方へ移らせていただきたいと思います。

次の項目でございますが、協議会、町長会の今後のあり方についてということで挙げさせていただきます。

ただいま、町長会の方で、今度616万円繰り越していくと、補助金は3年間出していないけれども616万残ってますよということで、今後出していくんだということをおっしゃられておりますが、じゃあ協議会の方はどうなっているかということなんですが、協議会17年度の決算書見させていただきますと、これもまた私ちょっとびっくりいたしました。各町で集めるお金、例えば18年度、先ほど斑鳩町、言いましたね、120万8,000円18年度出してますよと言いましたね。その7町の合計699万円、これで協議会の運営しますよと集められているんですよ。ところが、17年度の決算見ましたら、次年度繰越額747万2,124円。皆さんから集める分担金より多い繰越額が残っていると。これ、どんなふうに見たらいいのかなあと。こんなに何百万も繰り越しして行って、町長会と合わせたら相当な金額の繰越額を持っているわけですよ。これってどういうふうには見たらええんかなあとずっと考えておったんですが、大体常々我が町の代表監査委員さんなんかもおっしゃられているように、補助をする金額を超える繰越金を持っているということ自体はおかしいというようなことも私はお聞きしたことがございます。けれども、それがここで起こっているということについて、私はやっぱりこれは是正しなければならないのではないかというふうに考えました。

本当に今財政が厳しい、本当に福祉は変わり医療は変わり障害者の問題は変わり、自己負担がふえ、さらには昨日住民税の納付も来ました。私も自分の住民税の額を見てびっくりしました、去年とえらい違いでしたので。そういう年金でお暮らしの方の住民税も非常に上がってくる。そういう痛みを皆さんに分けてご辛抱いただきたい。そして、職員も議員も給料はだんだん下がってきていると。

こんな中で、財政本当に厳しいんだと、みんなで頑張ろうという時ですので、ここにこんなふうにお金がたくさん残っているという、こういう、斑鳩町で普通に予算決算の

調査をしている中では起こり得ないようなことが起こっている。ここにつきまして、今後、一旦整理をしていただきたいなというふうに私は考えるわけなんです、これらについては、幹事会なども一定ご協議をいただいているようにもお聞きをしているわけなんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、各町からの負担金と繰り越しの関係でございます。

各町からの負担金につきましては、平成17年度決算におきまして約1,020万がございました。そして、今、ご質問者が質問されましたように、各年度の繰り越しの状況を見る中で、平成18年度からは各町の負担金を約700万円に減額をいたしておきまして、平成19年度につきましても減額の措置をとって約700万円の負担金になってございます。これにつきましても、これでよいのではなくて、今後十分各町の幹事会でも詰めていきまして、また広域圏の方でも当然議論をしていただきまして、その中でよりよい方向を見い出していきたいと考えております。

ご質問者もご承知のとおり、王寺周辺広域市町村圏町長会につきましては、広域7町が抱える重要課題につきまして、7町の町長が集まり、お互いに意見等を述べ合うことによりまして、その課題を克服し住民福祉の向上に努めてきたところでもございます。

ただ、今、ご質問されましたように、これまでの協議会及び町長会の運営に関しましては、ご指摘のるるの課題等もございまして、幹事会等におきましても十分議論いたしまして、今後におきましてもよりよい方向で問題の課題の解決に向けまして努力を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 何か、部長、今、またえらい、また協議会などのことを言っていて、私最初から言うているように、協議会そのものや町長会、議長会そのものを否定しているわけではないということは申し上げております。それらはやっていたら結構かと思います。そのものを否定しているのではなくて、財政処理、お金の処理の仕方についてもっと透明な、そしてきちっとしたルールを持ってやってくださいよということを言っているわけなんです。そして、普通では考えられない多額の繰越金を持っている状況については、おかしいのではないんですかということを私は思っているんですね。

ですから、こういうふうに新聞報道もされまして、一斉地方選挙の後テレビのワイド

ショーでも報道されてからは、非常に住民の方たちの関心も高くなっています。繰越金がこれだけあるという中で、私は一旦、町長会の残金や7町のこの協議会の残金ですね、一旦整理していただいて、各町に、各分担する時の計算式があると思いますが、その計算式に基づいて各町へ一旦戻してくれはったらどうかと。一旦戻して一から、色んな規約をつくり、色々補助金の規定もつくり、整理をして、一旦きちっとしてから一からまたスタートしていただくということが、一番斑鳩町の住民の皆さんにとっても、そして7町の住民の皆さんにとってもわかりやすいのではないかというふうに考えてます。どこの町も財政厳しいんですよ。ですから、本当に必要な費用については、各町から負担してもらったらいいと思います。その本当に必要な費用なのかどうかということについての規定をきちっと設けていただいてスタートをしていただきたいというのが、私は思っているところです。住民の多くの方からも色々声をお聞きしたところです。

この協議会、年度が私たちの会計年度と違いますので、非常に予算書、決算書見にくいんですが、今先ほど申し上げました17年度の決算書については、平成18年12月に決算書出てるんですよ。ところが、18年の予算書については、18年の3月27日に出てまして、ここに9カ月差が出てます。ですから、決算終わってないねんけど予算上げると。しかも、予算書出してから決算の方が9カ月も後やという、事情はわかりますが、この辺も会計年度としては私たちも見にくいなと思っておったんですが、この17年度の決算で747万2,124円繰り越しますよという決算出てるのに、18年度の予算書でどうなっているか。繰越金376万ですよ予算書で出てるんですよ。こんな大きな幅があると。予算つくる段階でこのくらい繰り越しの額違うというのは、ちょっと私普通で考えてもちょっと考えられへんような数字になってて、私何遍も見て、見間違いかなと思うぐらい何遍も見ましたが、それぐらい大雑把な予算、決算になっているのではないかという心配をしています。

ですから、この予算、決算を出す時期について、そしてまたそれらの規定を設けること、そして全額公金で行っている事業であるのなら、きちっとした根拠を持って行っていただくこと、これらについてぜひとも今後きちっとやっていただきたいと思います。これらにつきましては、私は、その後協議会などがどのようになさるのかということを見定めながら、もし私が言うような形で整理をしていただけない場合は、また別の手段を考えたいというふうに考えているということをおし上げておきたいと思います。

それと共に、もう一つ今後の課題として申し上げておきたいことなんですが、この予

算書を見る中で、まだ需用費の中に食糧費も結構上げられているんです。役場でもそうですが、食糧費というのは、私たちも今日この本会議やってます。昼ご飯、1日の時でも昼ご飯食べんなりません。この昼ご飯については、もちろん自分でお金を出してお弁当を頼んで今日もご飯食べるわけなんですね。ですから、食糧費につきましてもそういうふうに、何でこの6万円が上がっているのかはわかりませんが、ご自分が食べられる食事についてやっぱり自分でお金を出して食べるというのが基本だということをご認識いただきまして、この食糧費についてもきちっとお考え整理していただきたいということをお願いしまして、私自身がそういう方向でお願いしたいと思っておりますが、それについてじゃあご答弁の方お願いしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、先ほどご答弁の中で、運営等に対しまして課題がございますということでひとくくりで申し上げましたけども、具体的に申し上げますと、先ほどから質問者も質問をされておりますように、補助金交付要綱の策定とか各町分担金のあり方、また規定の策定等々ございます。それと、繰越金の、平成18年度で下げているもののまだ繰り越しが発生しております。これらにつきましても、幹事会におきまして、また町長会におきまして十分ご議論をさせていただきまして、この広域7町がよりよい方向に進むように持っていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほど賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ぜひ透明な形で、そして当たり前な運営がなされますようお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、1番目終わりました2番目の問題に移らせていただきたいと思います。2点目は、いよいよ来年から始まるとされております後期高齢者医療制度についてを挙げさせていただきます。

この後期高齢者医療制度、私、これまでもずっと問題点色々申し上げてきておりますが、広域連合での運営というのがどうしても私は気になるんです。広域連合というと、結局、今1番目に質問もさせていただきましたが、なかなか広域連合で色んなことをやると、中身について自分たちもうまく情報を得にくいような状況も出てくるというような心配がございまして、今後私たちも、これ75歳以上の方たちにとって本当に重要な医療制度の大改革ですからね、私たちは目を離すことが出来ないんですが、ただし広域

連合議会で色々なことが決定されてしまう、そして決定されてしまえば、私たちが各議会ですらどういうふうにかそのことについて意見が言えるのかという心配があります。

なぜかと申しますと、奈良県には町村は27あるわけなんですね。でも、27の町村のうち、この広域連合の議会に行けるのはたった4人なんです。たった4人の方しか議員になれない、27町村ある中でね。そして、そこで決まったことがすべてということになりまして、私たちが色んなこと言えないということになったら、じゃあ斑鳩町の皆さんの状況について、どこでどんなふうに見えるんだらうかということが非常に心配になるわけなんです。このことについて、今後、これからは保険料給付、色んな問題について広域連合議会で色々なことが決定していくと思うんですが、各市町村、例えば職員もそうですけれども、私たち議会でも、これらの決定したことについてはどんなふうな対応になってくるのかということについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 広域連合の運用や決定事項につきまして議会の方とどうかかわっていくのかということですが、地方自治法では、広域連合では、この議会の議決すべき議案のうち、政令で定める重要なものについて議決を求めようとする時及び議決した時に、広域連合を組織する市町村長に通知しなければならないことになっており、その議案は、条例の制定及び改廃、予算、決算等とされております。

奈良県後期高齢者医療広域連合では、その正式な発足後も、準備委員会の時と同様に、市町村担当課代表で構成する幹事会を組織し、制度運用の円滑な実施のため、広域連合事務局と連携を密にしているところであります。今後も、広域連合で決定されました事案につきましては、速やかに市町村に連絡されるよう努めてまいりたいと考えております。

また、広域連合に対しまして、町は負担金を拠出しておりますから、予算、決算において本町議会の審議をいただくことにはなりますが、この後期高齢者医療制度が新しくつくられるものであること、広域連合という新たな仕組みで運用されることなどをかんがみ、広域連合議会での重要な決定事項につきましては担当委員会にもご報告を申し上げてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の説明によりますと、予算、決算とか通知をされる

と、そして担当の常任委員会にも色んなことが決定したらご報告をさせていただくということですね。私たちは、完全な受け身で、町長のところへ来た通知は報告してもらい、重要な事項についても、広域連合の議会の中で決まったことについて報告してもらい、報告を受けるだけなんです。だから、この広域連合の議会というものが大変重要な役割を果たしている。27の町村の中からたった4人しか行けなくて、しかも私たちは報告受けるだけで意見も言えない。意見言っても、その意見がどう反映されるのかわからない、こういうことになってしまう。大変心配であるというふうに私は考えています。

ですから、私たちはこの広域連合議会の方へ意見をどう上げていくことが出来るのかということが、私たち議員にとっては大きな課題だと思っています。住民さん、色んな状況、そしてまた各市町村によって、後期高齢者の実態についても差があると思うんですね。それらの実態をどう生かしていくのか、広域連合議会の中でどう生かすのかということについては、斑鳩町の75歳以上の方にとっては、私たち斑鳩町議会も責任があると思っているのに、こういう広域連合でやられると、私たちが直接そこで発言が出来ないということについて、非常に残念な仕組みになっていることについて、私はこの広域連合での仕組みということについて、大きな不満と疑問を持っているところですが、今後も、まあシステムですからね、これは仕方がない。じゃあ仕方がないのかと泣き寝入りするだけではなく、私は色んな機会をとらえて、斑鳩町の75歳以上の方たちの実態と合っているのかどうかということを検証しながら、声を上げていく方法を模索しながら頑張っていきたいなと思います。担当におかれても、斑鳩町の住民の皆さんを守る立場で、色々な、幹事会なり事務局レベルで話し合いがあれば、そういう時には積極的に発言をして、斑鳩町の住民の皆さんのために少しでもなるような会議の運営をしていていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、2点目に書かせていただきました保険料設定の仕組みと国保税との整合性についてなんです。

75歳以上の方につきましては、国保の加入者の方が多いと思います。国保加入者1万210人のうち後期高齢者と言われる方、対象になる方が2,329人いらっしゃるんですけども、この中には、国保税というのは資産割も入ってきますので、多分男性の方なんかでしたら特にそうですが、資産をお持ちになっていると。まあご主人がお亡くなりになられている場合は奥さんがその資産をお持ちになっている場合もございます

が、そういうふうには資産割がかかってくる国民健康保険では、先般町長の専決処分によりまして、限度額56万円になってますね。資産たくさん持ってはって一定の毎月収入があれば、そうやって限度額が56万円になるとこまでお払いになっているようなお年寄りもいらっしゃるかもしれません。

だけでも、こういう方が後期高齢者医療の方に回りましたら、結局たくさんお金を持って方は、後期高齢者医療の方へ移った方が、保険料出すのが少なくなるのではないかな。そして、今、国民健康保険で、資産もありません、収入もありませんという方が、色々減免を受けられまして、本当に少ない国民年金でお暮らしの方たちについては、逆に国民健康保険より後期高齢者医療に行った方が保険料が高くなってしまわないかというふうには私は心配をしているわけなんです。

そしてまた、さらには、国民健康保険、私も加入しておりますが、国民健康保険、今でも介護保険へ拠出している金額、これ年間でも3,000万ぐらい赤字になってますね。国保の診療だけでなく介護保険へ拠出する分として、介護保険分として40歳以上の方から集めてても、結局その拠出で3,000万円上回るような状況になっているんですよ。逆に、今度そういった資産を持ったお年寄りが国保から出ていかれた後、介護保険も今でも大変なんですけれども、今度はその後期高齢者医療制度の方に支援金としてまた新たに国保から出さんなりません。その辺の心配が私すごくあるなあと。収入は減になるわけですよ、75歳以上の方外してしまうわけですから。ですから、下の年齢はございませんが、74歳までの方たち入っていただくわけですけれども、収入は減になりますが、さらにそういうふうには新たな支援金の方へも出さなアカン。そして、その支援金が一体何ぼになるのかというのは、この間色々聞いてますけど、まだ明確ではないとおっしゃられてますが、私ほんまに国保、今でも破綻しそうな国保が破綻するのではないかと心配してるんですが、この辺の保険料の設定の仕方の整合性については、町の方はどんなふうにご考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者の保険料でございますけれども、後期高齢者医療制度で必要となる医療給付に係る費用の総額から支援金などを控除した額を基本といたしまして、それを加入者数で除して得たものが1人当たりの所要保険料とされております。実際、個々の被保険者の保険料については、いわゆる所得割と均等割が設定されると聞いておりまして、それぞれの所得の状況を勘案する中で保険料が算定されること

となっております。

それに対しまして、現行の国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割という4つの賦課方式を採用しております。そういったことから賦課方式が異なっておりますが、この国民健康保険税におきましては、多くの固定資産を所有されている方に対します資産割も課税されておりますが、75歳以上の高齢者が別のこの医療制度に移行することで、国民健康保険税の設定につきましては、後期高齢者医療制度への支援金の新設のほかに、資産割の賦課額の減少への対応ということも考え、少なからずこの影響を受けることになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 色々なことがきちっと決定していく中で、私たちは出来るだけ広域連合の議会の中で色々な議論が行われることを期待しておきたい。そして、担当におかれても、この辺の不整合になってしまうような問題、それと今さっき言いましたように、高額な所得者は有利になるけれども低額な所得者には不利になるというような保険料設定というのについては、きちっとした着眼点を持って、今後もそれらの動向については見ていていただきたいということをお願いしときたいと思います。

そして最後に、資格証発行の制限についてですが、後期高齢者医療にかかわる方たちですね、老人医療という制度がありました時に、この老人医療制度にかかわる方については資格証などは発行してはならないとか、資格証の発行については色々な取り決めがあったわけなんですけれども、今度75歳以上のお年寄りにも、保険料の滞納があれば資格証を発行せよときちっと法の中でうたわれているんです。私は、これもすごく心配しています。今まで、国民健康保険も資格証を発行せよというたけれども、私たちは人権にかかわる問題もありますよということで、斑鳩町が資格証を発行しない状態で何とか頑張ってもらってきました。私らも意見言うてきました。だけど、私たちがそう思っておっても、組合議会の方でこれがずっと決定されまして、後期高齢者医療の方で資格証発行しますよと言ったら、斑鳩町がこれまで一生懸命町民の皆さんの人権を守り、資格証の発行を思いとどまってきたのが、これに合わせてしなければならなくなってしまうのではないかなという心配を私はしています。

ですから、この資格証の発行の制限については、今後組合議会の中の議論もありますが、斑鳩町でどのようになっていくのかについて、もう少し色んな要件について制限の

緩和をしていくべきだというふうに考えますので、これについて、一言で結構です、ご答弁を求めたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現段階では資格証は本町交付をいたしておりませんが、今後交付することもやむを得ないのではないかなと考えております。

また、後期高齢者医療制度におきまして、資格証明書が発行されることになりましたら、その整合性を考慮していく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 来年から始まりますこの制度については、これからもまだまだ私は追及をしていきたいというふうに考えまして、時間がまいりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入らせていただきます。

まず、1点目は、まちづくり構想の転換期を意識していますかということです。

町の財政健全化を考える時に、進んでいく羅針盤が少しでも間違った方向におればとんでもない方向に進むので、確認をしていきたいと思います。

斑鳩町第3次総合計画で構想されております内容は、少し現状とかけ離れていっているのではないかと考えます。第3次斑鳩町総合計画、これは2001年から2010年にかけて10年間の計画でございますが、時代の変化を的確に想定されていないように思えてなりません。それは、3つの点について言えると思います。

1つは、人口が減少していく時のまちづくり想定をされていない。総合計画書の8ページには、人口は増加傾向と記されてあります。2つ目は、高齢化社会が顕著になる時のまちづくりを見ていない。3つ目は、高度経済成長が終わり、また地方分権時代が到来し、地方の税源が減少していく中、いわゆる右肩下がりの経済での地方自治運営を想定されていないという3点が言えると思います。

今までは、日本は高度経済成長により、国も地方も豊かな税源で、様々な都市基盤整備が出来ました。少々欲張った基盤整備でも、借金さえすれば、その借金を返還していくことが可能でありました。しかし、時既に、数年前から人口は減少傾向に入り、また

東京一極集中が顕著になり、地方は過疎化がどんどん始まっています。

当町も、全体から見れば、決して人口が膨れ上がっていく成長盛りのまちではございません。むしろ、少子化、高齢化がより顕著になり、人口は減少していっています。これは、大きなまちづくりの転換期ととらえる必要があると思います。特に単独行政を選択した斑鳩町、この点をどう考えておられるかをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 第3次斑鳩町総合計画におけます人口の基本指標は、平成22年までは、環境面や財政面から大きな均衡を崩さない範囲で市街化区域内の宅地化が進行し人口は推移すると考えておりました。平成12年よりは大きく増加しない3万1,000人と推計をいたしております。

町では、この3万1,000人の住民の方が、それぞれの世代におきまして必要な各種サービスが受けられる行政施策を展開することになり、まちづくりの上限の人口と考えております。そうしたことから、各市町村でもそのような考え方に立ちまして、総合計画を策定をいたしているわけでございます。

ただ、日本の国全体で見た時に、総人口の減少は予想よりも早く到来しているのは事実でございます。第4次斑鳩町総合計画策定時には、将来人口の考え方は大きく変化すると考えており、対応していくべき重要課題であると認識をいたしております。

次に、高齢化が顕著になる時のまちづくりについてでございますが、総合計画でのまちづくりでの基本方向の重点施策として、少子高齢化社会に対応した福祉社会づくりを掲げ、すべての人が地域の温かいふれあいの中で、共に助け合い、自立し、生きがいを持って生活出来る地域社会づくりを進めるとしております。

少子高齢化社会、特にその先でございます人口の大きな減少社会におきましては、労働者人口の減少、生産性の減少、税収の減少等の問題点は、質問者もご承知のとおり、国全体の大きな問題となっております。特に、年金、医療、介護などの「世代間の助け合い」で成り立っているような社会保障分野への影響は、今後もっと深刻な状況になると危機感を感じているところでございます。

このことから、当町では、良好な子育て環境づくり、女性の社会参画の推進や介護予防のための健康づくりの推進などの施策を行っているところであり、今後もより積極的に実施していく必要があると考えております。

今後、さらに、時代を見据えた柔軟な行政運営を図れるよう、今日まで第3次行政改

革大綱を策定し、また実施計画を策定しながら斑鳩町単独でのまちづくりを運営出来る体質を目指しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 答弁では、ある程度危機感をお持ちだということで把握しておきます。

次に、質問事項ですが、斑鳩町の現状を見ますと、まちのほぼ中心地に役場があり、学校や保健センター、また中央公民館が立地しています。しかし、いかるがホールや、今計画されております総合福祉会館は、かなりまちの中心地から離れたところで存在します。また、旧来の商店街は、大型郊外店舗の出店等で衰退の一途です。観光地においては、世界遺産・法隆寺があるものの、観光客は減少傾向。道路環境は、毎日のように国道25号線は渋滞を繰り返しています。そのことにより、経済活動の効率を妨げています。また、排気ガスや交通事故等で、道路周辺住民は非常に困っております。この現状を率直にとらえておられるかどうか、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご指摘のいかるがホール及び（仮称）総合福祉会館の立地につきましては、議会において熱心に議論いただく中で決定させていただいたものでございまして、特に（仮称）総合福祉会館につきましては、色々な経緯を経ながらようやく今の位置に決定をいたしました。

大きな施設の整備につきましては、道路状況や一団の土地の確保、土地の単価等様々な要因がございます。その確保は非常に難しいのが現状でございます。

また、観光につきましては、今、奈良が脚光を浴びているところでございまして、特に斑鳩がJR東海等のキャンペーンで斑鳩の魅力が発信されておまして、町といたしましてはこれを絶好の機会と考え、あらゆる機会で斑鳩の魅力を発信し観光客の誘致に努めているところであり、以前は減少傾向でございましたが、近年は観光客は増加傾向にございます。

次に、道路問題についてでございます。平成19年度予算の施政方針でも述べさせていただいておりますが、いかるがパークウェイや法隆寺線、また法隆寺駅周辺の道路整備、生活道路整備など鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 福祉会館の立地のポイントにつきましては、今まで様々な要因

があったと、土地の単価等の様々な要因があつてあの場所に決定されたと、議会でも審議していただいたということでもありますので、一部は納得しますけども。

それと、観光客は増加傾向ということでお調べしていただいた数字を見ますと、平成17年度に例えば法隆寺の観光客数は年間60万3,814名と、平成18年には68万5,862名ということで、これ平成元年から平成18年までの経緯をお知らせしていただいておりますけども、平成17年度一番少ない数字として、平成18年度には若干8万人ほど増加しているということでございます。また、法起寺、中宮寺とか法輪寺におきましても、同じような傾向ということで見させていただいております。若干安心もしてるんですけども、観光客におきましては、斑鳩町全体一番多い時で200万人近い観光客が修学旅行等で押しかけてきたということも聞いておりますが、それが今約3分の1に落ち込んでいるということは事実でございます。これも、先ほど国道の渋滞を申し上げましたけども、やはり道路アクセス問題とか、また宿泊の問題とか、色々な斑鳩町を取り巻く整備基盤の欠点がこの観光客にあらわれているんじゃないかなと思います。

次の質問ですけども、コンパクトシティという構想をテレビとかでよく耳にしますが、この構想はご存じでありますか。このコンパクトシティという構想は、都市を拡大して可住地をふやし続け人口を増大させる方策を今までと続けてきましたが、都市計画の基本姿勢をこの機会に考え直して、これからライフスタイル、自動車依存から公共交通機関やまた自転車、徒歩を中心としたいいわゆるコンパクトな都市機能集約部分と、自然環境、農村田園風景が残る癒し系空間をはっきりと意識してつくっていくまちづくり構想ということで聞いております。

また、この利点につきましては、次の3つが言えると思います。

1つには、高齢福祉社会に対応したまち。といいますのは、都市機能の集約化、複合化をすることによって、用事がある時の際の移動距離を少なくして、高齢者や車椅子利用者等のいわゆる交通弱者の社会参加を容易なものにします。

2つ目に、環境調和型のまち。いわゆる当町は、豊かな自然と文化遺産のあるまちでありまして、これがまちのまたシンボルであることから、無秩序な市街地拡大を抑制し、都市部と田園環境を明確に区分することで、自然・農地の乱開発を防止し、大気や水質汚染を軽減し、視覚的な、見る角度、視覚的な癒し空間を残し、より一層住みよい環境づくりを形成していくと思います。

3つ目ですが、効率的で快適な都市部づくりが、結局は人にやさしいまちづくりにな

ると思います。それは、都市機能の集約化、複合化によって、交通渋滞の抑制、生活の利便性の向上、地域コミュニティの形成、にぎわいのあるまちづくり、商業の活性化、就労の提供につながっていきます。また、住民は定着し、農村部では、農産物の地産地消、農産物の流通経路を統制することで、農業経済も安定して後継者が育っていきます。遊休農地は活性化を取り戻し、緑豊かな田園風景が継承され、遊水池として洪水対策も兼ねるようになります。

このように、利点を挙げれば限りないと思うのですが、こういった構想をこれからの斑鳩町のまちづくりの基本理念にすべきと考えるものでありますが、この点どうお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問のコンパクトシティについてでございますが、この考え方につきましては、無秩序な市街地の拡大を避けまして、既存の市街地において経済活動機能や居住機能などの都市機能を高度化していくというもので、主に東北の地方都市においてより重要な視点であると認識をいたしております。

当町におきましては、（仮称）総合福祉会館の建設で大きな施設の整備はほぼ完了する見込みでございます。町内に点在する公共施設の再編は今後難しいと思われませんが、当町の市街地の規模は、徒歩、自転車による生活圏としてちょうどよい大きさという印象を持っております。

このことから、コンパクトシティの考え方を参考にしまして、町内だけで日常生活が完結出来るように、道路環境の改善を初めとした地域商業の活性化や地元農業の振興などを進める必要があるのではないかと考えております。

このように、まちづくり施策に新たな視点を加えるなど時代変化に対応していくために、平成17年度末に策定いたしました平成18年度から平成22年度を計画期間とする第3次斑鳩町総合計画後期実施計画について、毎年進捗管理を行う中で、随時必要に応じて見直しをかけているところでございます。

今後、さらに住民ニーズが多様化、高度化し社会問題が複雑化することが予想されますので、それらに柔軟に対応しながら、“一人ひとりが創り出すまち 歴史と文化が暮らしの中に息づく新斑鳩の里”の実現に向け、まちづくりの施策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） ただいまの答弁では、当町の市街地の規模は、徒歩、自転車で回れる大きさと申されますが、これは健常者にとってはそうでありましようけども、いわゆる高齢者や、また障害を体の一部にお持ちの方にとりましては、また小さなお子さんをお連れの親御さんにとりましては、決して集約されたまちとは言えないと私は思います。今後は、人口の構成、経済情勢をよりの確にとらえられてまちづくりを計画、策定されることを要望いたしまして、次の質問に入ります。

2つ目は、総合福祉会館の建設の目的についてでございます。

先般、総合福祉会館建設業者が本定例会で可決決定ということになりました。しかし、総合福祉会館、ハコモノがこれで建つわけなんですけども、そこにおいてどういった内容で総合福祉が行われるのか、いわゆる総合福祉の内容について詳しくお伺いしたい。

それと、そこにおいてランニングコストがかかってまいります。今、予想されるランニングコストについて、考えられる範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 総合福祉会館の件でございますが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各分野における福祉ニーズは、少子高齢化、また核家族化など社会情勢の変化に伴い、複雑かつ多様化してきております。

これらに対応するため、介護保険制度の改正による介護予防の推進や障害者自立支援法の施行による障害者福祉サービスの一元化、また次世代育成支援対策推進法による少子化対策の推進といったように、福祉制度もここ数年で大きく変化をしてきております。

このため、福祉・保健施設には、この福祉制度に対応した、広く町民に開かれた総合的なサービスが利用出来ることが求められてきており、町民の誰もが家庭や地域で安心して生活出来るまちづくりを目指すため、行政や町民皆さんがお互いに協力しながら、地域福祉の充実に向け誰もが気軽に利用出来る身近な地域福祉活動の拠点となるような整備が必要になってきております。

また、地域社会では、各種団体、ボランティア、そして町民皆様一人ひとりが福祉について関心を持ち、それぞれが一体となって取り組む地域ぐるみの福祉活動が求められてきております。

しかし、現在の福祉会館や保健センターでは、福祉と保健の連携した取り組みを行うには、施設規模が小さく、機能的な取り組みが出来ない状況であることから、（仮称）総合福祉会館は、子どもから高齢者までのすべての町民の皆様が気軽にご利用出来る身

近な地域福祉の活動の拠点となる施設として建設を行うものであります。

質問者がお聞きになっておりますこの総合福祉会館の施設内容及び事業内容につきまして具体的に説明をいたしますと、まず保健センターにつきましては、診察室や健康相談室、多目的室を設けており、町民皆様の健康保持、増進に努めると共に、単に疾病の予防だけではなく、高齢者を対象とした転倒、骨折の防止や加齢に伴う運動機能低下の予防、保持、改善を図るため、介護保険制度と共に連携を取り、介護予防事業を提供出来る施設としております。

保健センター内の多目的施設やエントランスホールに面した機能回復訓練スペース等において介護予防運動や訓練を実施することで、来場されている高齢者の方にもその様子を見ていただくことで、介護予防に対する理解の促進を図ることが出来るものと考えております。

また、調理実習室がございますが、高齢者や障害を持つ人の栄養や食生活についての調理実習を行うと共に、食育の面からその様子を館内の来場者の方も見る事が出来るようになっております。

また、子どもたちの健全な育成を図っていくためにも、保健、福祉両面からの対応が必要であると考えており、(仮称)総合福祉会館では保健センターと療育ルームが隣接をしていることから、検診と療育の一体的な取り組みを通して子どもの適正な発育を推進出来るようにしております。

また、子育てルームでは、「つどいの広場」を開室し、育児中の保護者と子どもの交流の場を設けることで、楽しみながら、いつもと違った体験をしたり、子育てに関する情報交換の場、また日ごろの育児の悩みを指導員や保健センターに相談も出来、子育てを支援出来るようになります。

さらに、高齢者の健康増進、介護予防に必要な支援を総合的に行う拠点として、地域包括支援センターを設置いたします。

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業、高齢者の相談やサービス、事業のコーディネートなど的高齢者に対する総合的な支援を行う窓口であります。高齢者の方々が気軽に来られ相談を受けられるように、プライバシーに配慮した相談室を整備し相談体制の充実を図っており、また相談だけではなく館内でゆっくりと過ごしていただけるように、畳コーナーも設けたりしております。

障害をお持ちの方や障害者団体の作業や訓練にもご利用いただけるように、機能回復

訓練、軽作業スペースを設け、障害をお持ちの方々の日常動作の訓練を兼ねた創作活動やレクリエーション活動の場となるようにもいたしております。

また、地域福祉の充実に向け、小地域福祉会やボランティアの活動や交流の拠点となるように、2階には会議室や大会議室を設けております。

(仮称)総合福祉会館に入ります地域福祉の担い手であります社会福祉協議会が主体となり、小地域福祉会、ボランティア団体等の活動支援の拠点とし、会議や打ち合わせ等に多目的に使用をしていただき、(仮称)総合福祉会館が活動の場となるようにも考えております。

このように、子どもから高齢者まで、すべての町民の皆様が総合福祉会館を利用することによって、心も体もリフレッシュ出来、自分の健康を見直し、福祉や健康について学ぶことが出来る多様な機能を備えた福祉の拠点となる施設となりますように完成を目指しているところであります。

なお、福祉会館には、社会福祉協議会や保健センターの職員が入ることとなり、新たな人件費は要りませんが、ランニングコストにつきましては、施設によりまして設備等の違いにより一概には言えませんが、他の施設を参考にしながら、光熱水費や施設管理委託料などで年間約4,000万円かかるものと見ております。

なお、維持管理経費等につきましては、今後建築する中で、必要最小限の費用で運営が出来ますよう十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中川靖広君) 10番、浦野議員。

○10番(浦野圭司君) 答弁では、子どもから高齢者まですべての町民がこの総合福祉会館を利用することによって、心と体がリフレッシュし健康増進ということで、色々詳しくお答えしていただきまして、ちょっと安心はしてるんですけど、ただ文字や言葉だけで聞いておりますので、実際どのようなサービスが受けられるのか、また今後見守っていきたいなと思うわけなんです。

一番のテーマは、やはり町民、住民の健康の増進ということで、心と体の健康増進ということでフル活用していただきたいなと思います。

それと、ランニングコストにつきましては、年間約4,000万ということですけども、これほかの施設等を見ながらということもございますけども、建物を建てますと、年を追うごとにまた建物も傷んでまいります。また、空調設備とかあらゆる設備も傷ん

でまいりますので、ここへ上乘せになってくることは明らかでございますので、ランニングコストの捻出につきましては、十分検討を重ねていただきたいなと思います。お願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3つ目は、社会保障の改革についてということで、当町もご多分に漏れず地方分権時代に突入してまいりました。斑鳩町独自の社会保障制度についての視点と具体的な制度について問うということでございますが、余りにも大きな命題でございますので、若干絞ってお聞きしたいなと思います。

まず、社会保障の目的を考えてみますと、人はこの世に生まれまして、医療で生命の安全を確保しながら、また教育によって働くための能力を身につけ、生活の基盤を築くために就業いたします。万一失業すれば、雇用保険や生活保護で守られます。また、女性が子どもを生んだ後、生活保障、また産後の就業保障、これらも大切です。年老いて就業の場を若い人に譲り渡した、いわゆる退職後は年金という保障にまた守られます。そして、人生の最終段階は、これを支援するのは介護という保障です。社会保障とは、高齢者、生活弱者だけのものではなく、住民を一生涯にわたって支えていくいわゆる社会の共通資本と言えらると思います。

前置きが長くなりましたが、それでは具体的に質問に入らせていただきたいと思いません。

救急医療体制、また病院の体制ということでお尋ねいたします。

実は、先日私の住んでおります近辺で、高齢者が転倒いたしまして腕を強く打ちまして、いわゆる骨折、肘を骨折しました。その時に、私がおりましたので救急車を呼びました。救急車は7分ぐらいで来てくれたんですけども、いわゆるその後の医療機関への受け入れ態勢がなかなか時間がかかりまして、そうですね、はかってないですけど、20～30分かかったように思います。いわゆる救急隊が連絡するんですけども、なかなか空いた病院がないのか、また担当医がおらないのかわかりませんが、なかなか出発してくれなかった。本人は痛い痛いということで、もう失神寸前で顔面が蒼白しておりましたんですけども、これが万一生命を左右するような緊急事態の場合どうなったのかなという心配がありました。

また、私の近くに県立三室病院という県立病院があるんですけども、そこにおいて対応に対するいわゆる患者からの苦情をよく聞くんですけども、三室病院に予約をして行っているのに半日仕事になると。例えば9時に来なさい、あるいは10時に来なさいと

いふことで行くんですけども、お昼になってしまうと、相当待たされるというふうな苦情をたびたび耳にします。これは、予約していくんだから、いわゆる9時ということであれば9時台に見ていただけるものと患者は思っていくわけなんですけども、これらの救急医療体制、また県立三室病院の対応につきまして、いわゆる患者の立場に立った運営がなされていない、いわゆる病院側の勝手というようなことで進んでいるように思えてなりません。この点においてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 奈良県では、地域保健医療計画に基づき、3つの段階に分けた救急医療体制をとっております。

まず、一次救急医療は、軽度の処置や内服薬処方等で治療が可能な場合であります。かかりつけの医療機関や休日夜間応急診療所がこれに当たります。二次救急医療は、生命の危険がないものの、入院、手術が必要な場合であり、斑鳩町が属します西和地区では、県立三室病院、恵王病院、北病院、友誼会病院の4カ所で対応をしております。また、三次救急医療では、生命にかかわる高度な医療が必要な場合であります。県立奈良病院救命救急センター、県立医科大学付属病院高度救命救急センター、近畿大学医学部奈良病院救命救急センターの県内の3カ所で対応をしているところであります。

救急車を呼ばれた場合、救急隊員はその患者の状態を把握した上で適切な搬送先を判断し、受け入れ先の確認をとるのに多少時間がかかる場合がありますが、ご質問をされておりますように、医療機関から専門科目の医師が勤務中でない、救急ベットの空きがない等の理由により受け入れが困難とされることもあり、速やかな搬送が出来ていないケースがあるとも聞いております。

このような状況の中では、患者の方の生命に影響を及ぼす緊急事態に対応しきれないことも考えられます。特に、県立三室病院では、西和地区医療機関の中で中核病院としての役割を果たすべき医療機関であり、町民の皆様からも医療整備のさらなる充実が期待されている病院でございます。救急対応の医療機関として、その機能を十分発揮していただき、地域に安心感を与えていただくよう願うところでございまして、そのような運営がなされるように県に要望をしまいたいと考えております。

また、県立三室病院で受診した場合において、予約しているにもかかわらず診療待ち時間が長いなどの不満があるということでございますが、病院側に様々な理由があるとしたしましても、県立三室病院では、利用者・患者の皆様が便利に安心して適切な医療

が受けられるように、改善すべきところは改善していただき、利用者の視点に立った地域医療の最前線として運営をしていただきますよう、随時県に要望を申し上げていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 町としましては、そのように要望していくということになってしまうかと思うんですけども、先ほども申し上げましたように、現場では、そういったまずい点、待たされる、またたらい回しにされるとか、特に奈良県大淀病院では、妊産婦が19カ所たらい回しにされて妊婦が亡くなったというふうな事件もありましたですけども、やはり先進国日本でありますので、今先ほど申しました、現場では非常にまずい対応が目立ちます。やはり行政の方から、県立病院に対しましては県に対して言っていただきまして、早い対応、また患者もそれぞれの患者がおられますので、適切な処置をしていただきますようたびたび申し出をお願いいたしまして、最後の4番目の質問に入ります。

行政改革についてでございますが、行政改革の具体策についてお尋ねしたいと思えます。

行政は、常に最小のコストで最大の効果を上げるために行政改革を繰り返さなければならぬと考えます。そこで、今、考えておられる行政改革は具体的にありますか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在、斑鳩町におきましては、平成14年度に、斑鳩町行政改革大綱、第3次でございますけども、策定をいたしました。それに基づきまして、これまでに様々な行財政改革を進めているところでございます。

具体的な取り組み内容につきましては、大綱に基づいて策定いたしました第3次斑鳩町行政改革実施計画に登載されておりまして、現在、その後期計画の策定作業に取りかかっているところでございます。

その中で、新たに追加する行政改革の取り組みとしましては、随意契約の見直し、国の作成基準に準拠した公会計の整備、既に6月号広報から実施しておりますが、広報紙、コミュニティバス等への広告掲載による広告料収入の確保などが挙げられます。

いずれにいたしましても、行財政改革への取り組みに当たりましては、職員の意識改

革が重要不可欠でございまして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ちながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 答弁の中、随意契約の見直しということで、これは随意契約の見直し、いわゆる随意契約は出来るだけしないという意味でとらえさせていただきます。

次の質問ですけれども、高齢者、障害者、児童福祉などのいわゆる福祉全般に対応出来る福祉総合窓口の設置については、どのようにお考えですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 役場庁舎の案内につきましては、その充実を図るために、平成2年7月から、役場窓口の案内として業務委託により総合案内を実施しているところでございます。

総合案内におきましては、窓口業務の案内はもとより、住民票等申請書の書き方、自動交付機の操作方法などについて、困っている方がおられれば、近くまで出向き案内をさせていただいているところでございます。

また、職員に対しましては、住民の皆さんを温かくさわやかにお迎えするよう、常日ごろから心得を示すと共に、困っている方がおられれば、こちらから声をかけるよう言っているところでもございます。

さらに、職員一人ひとりが各窓口の業務の内容を理解し、職員一人ひとりが総合窓口の役割を発揮出来るよう、町長も都度訓示されているところでもございます。

これらの取り組みによりまして、これからも改善する点も残っておりますけれども、相対的には一定の評価をいただいているものと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 総合窓口は設置していないが、職員一人ひとりが総合窓口の役割を発揮しているというご答弁でございますけれども、いわゆる福祉関係で来られる方におかれましては、要望が多岐にわたっておりますので、それを来客者から適切な窓口へ導きをしていただくというような、いわゆる適切な対応をお願いしたいと思います。職員の方も、一人ひとりいつも窓口を見ているわけでないと思いますので、やはり下を向きながら作業もされておりますので、それとカウンターもちょっと高うございますので、なかなか来客者に目が行き届かない点があると思います。また、昼食時、お昼の時ですと、職員の方も無人になってまいりますので、そんな時でも来客者来られた時に即時対

応出来ますよう努力していただきたいなと思います。

次の質問ですけれども、行政改革の中で一番大きな問題といたしますか、昨今では、いわゆる税金とか保険料、水道料金等々の滞納が非常にふえているなど感じておりますけれども、そのいわゆる利用料につきましての滞納、これを防ぐために、いわゆる収納率をアップをするためにどういった心がけといたしますか、強化対策をされているかについてお聞きしたいと思います。一つ一つ行きたいと思しますので、よろしくお聞きしたいと思います。

まず、税金、町税の収納に対しまして、どういった収納率アップを強化されているのか、対策についてお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、町税の収納率等に関する状況でございます。

平成18年度におきます町民税をはじめとする町税の収納でございます。現年度分は、29億373万865円の調定額に対しまして28億6,351万872円の収入額で、収納率98.6%となっております。また、滞納繰越分につきましては、2億1,903万8,679円の調定額に対しまして5,563万70円の収入額で、収納率25.4%となっております。その結果、町税全体の収納率は93.5%となり、前年度より0.8ポイント上昇しております。また、奈良県下の他の市町村と比較しましても、平均を約4ポイント程度上回る状況となっております。

次に、町税滞納者に対する滞納整理の方法等につきましてご説明をいたします。

まず、納期限内に納付のない方に対しまして、地方税法の規定により、滞納処分的前提となります督促状の送付をいたします。督促状送付後も納付がない方に対しましては、さらに自主納付や納税相談の機会を与えるため期限を定めた催告書を送付いたしますが、それでも納付もない、また連絡もない場合には、債権調査予告書、差押予告通知書等の警告文書により納税催告を行うと共に、滞納処分に移行する警告を行っております。

しかしながら、なお納税の意思が見られない場合、あるいは納付の約束を履行しない方に対しましては、国税徴収法等の規定に基づき、不動産や預金、給与等の財産調査を実施した上で差し押さえ等の滞納処分を進めているところでございます。

また、さきに申し上げました一般的な滞納整理とは別に、庁内に副町長を本部長とする町税等徴収特別対策本部を設置し、高額滞納者等の事案を中心に納税交渉等を進めているところでございます。

次に、町民税をはじめとする町税の滞納の整理状況でございます。

平成18年度におきましては、滞納総額は約2億1,900万円ございました。このうち、文書催告等による自主納付や訪問徴収のほか、不動産、給与及び預金の差し押さえ、不動産の公売等の滞納処分を実施したことにより、約5,560万円を徴収いたしました。また、調査の結果、居所不明や滞納処分出来ない財産がない者等について、地方税法の定めるところにより、約2,000万円を不能欠損処分をいたしたところでございます。このことから、平成19年度へ繰り越しました滞納総額は1億8,300万円となり、昨年度と比べ約3,600万円の減少となっているところでございます。

平成19年度におきましても、町の歳入の根幹でございます町税等の収入の確保をより一層強化いたしますと共に、納期内納税者との公平性の確保に向けまして、法律に基づく効果的、効率的な滞納整理や、関係機関との連携によります効果的な滞納整理、長期・高額滞納者の滞納整理のほか、新たな滞納が発生しないように初期滞納の抑制等を積極的に推進をしてみたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 続きまして、国民健康保険税についてどのような現状でしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 続きまして、国民健康保険税についてでございます。

平成18年度では、現年度分につきましては、7億4,554万9,700円の調定額に対しまして6億9,264万2,600円の収納額で、収納率は92.9%。滞納繰越分につきましては、2億6,492万524円の調定額に対しまして2,789万8,892円の収納額となり、収納率では10.53%でありました。

その収納への取り組み状況といたしましては、先ほどの総務部長の答弁にもありましたように、職員による戸別訪問や徴収嘱託員による訪問徴収などを実施しながら、窓口においては、納付相談の中で、分割による納付について書面にて約束をとるなどしているところでございます。また、金額が多額に上るものにつきましては、特別徴収班による対応を図るなどとし、滞納者への国保税の納付を促してきたところであります。

平成19年度におきましても、引き続き積極的な納付促進に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 続きまして、介護保険料についてはどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 続きまして、介護保険料についてであります。

平成18年度では、現年度分については、2億9,144万490円の調定額に対しまして2億8,712万5,800円の収納額で、収納率は98.52%、滞納繰越分につきましては、1,172万9,000円の調定額に対しまして113万2,200円の収納額となり、収納率は9.65%でありました。

介護保険の納付方法といたしましては、基本的には年金から差し引く特別徴収という形で納付していただいております。65歳以上の方の約85%の方の保険料収納は、特別徴収ということで100%収納になっております。残りの約15%の方々につきましては、年金を受給されていない方や、その年度に65歳になった方等になりますが、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収という形で納付をしていただいております。

その普通徴収の方への収納の取り組み状況といたしましては、税金や国民健康保険税と同じような取り組みとなりますが、制度の理解を求める啓発、普通徴収者への口座振替の推進、また未納のお知らせや督促状の発送及び訪問徴収を行い、徴収率の向上に努めてきているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 最後に、水道料金につきまして、いわゆる水道利用料につきましての状況はどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 水道料金の滞納に対しての徴収につきましては、まず納期から40日を過ぎますと督促状、60日を過ぎますと催告書を送付し、納付を促しているところでございます。それでも未納となりました者に対しましては、電話による催告を行い、応じない者や連絡の取れない者につきましては、訪問催告を行うなど徴収率の向上に努めております。

また、常習滞納者等で納付に応じない者に対しましては、町給水条例に基づき給水停止措置を行い、滞納額が増加しないよう対策を講じているところでございます。

なお、真に生活に困窮しております滞納者に対しましては、個々の事情に配慮いたしまして、出来るだけ早期に完納出来るよう分割納付等の相談に応じ対処している状況で

ございます。

平成18年度の収納状況でございますが、現年度分の収納率は99.5%で、滞納分の収納率といたしましては99.2%となっており、滞納額で申しますと94万1,409円となっております。

水道料金につきましては、積極的な滞納整理に取り組み、また徴収率の向上に努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 色々と詳細にわたってご答弁していただきありがとうございます。この調査をする中で、昼間お勤めでおられない滞納者に対して、夜にお帰りになるのを待って、いわゆる張り込みをして徴収率をアップしているとかというご努力も聞かされております。非常に滞納者に対する対応ということは、滞納者それぞれ理由があって滞納されていると思いますので、この作業は非常にしんどい作業かと思えますけども、いわゆる自分が使った使用料、あるいは税金に対しましては、町民、住民それぞれ自己負担を余儀なくされる、またすんなりと払うということが基本ではございますけども、悲しいかな人の生活には色々浮き沈みいいますか、語弊あるかもわかりませんが、色んな事情が発生しますとこういった滞納が間々起こるわけなんです。公平な住みよいまちづくりのために、今後もより一層収納率アップにご努力をお願いいたしまして、私の一般質問全般を終わらせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

午前11時5分まで休憩いたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、若者のはしか対策についてですが、今、首都圏の大学生を中心に若い世代にはしかが流行しています。はしかの発生が確認された大学では、学校全体や、また

学部などの単位で休校の措置をとり集団感染を抑えるよう努めていますが、確認されているだけでも、5月だけで40以上の大学で休校等の措置がとられています。また、大学ばかりでなく、中学、高校においても集団発生した学校があり、一部の地域や学校では抗体検査を実施しているところもあるようです。また、専門機関といいますか、医師の見解では、地方へと広がっていくという懸念も指摘をされております。

このように、なぜ、今、若者の間にははしかが流行するのか、また斑鳩町でははしかの影響はあるのか、さらにこのように若者の間で広がるはしかの集団感染に対してどう対応しようとしているのか、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） はしか、すなわち麻疹は、乳幼児に発病が多く、春から初夏にかけて流行する病気とされておりますが、今シーズンは、質問者がおっしゃいますように、全国的に10代から20代を中心に流行しております。大学では休校されるところもあり、奈良県内の大学におきましても、4校が休校の措置をとったと聞いております。

今回の流行の原因といたしましては、近年、麻疹ワクチンの接種率の上昇に伴って自然感染患者数が減り、ウイルスに接する機会が少なくなったため、集団全体といたしましてワクチン接種者の免疫が徐々に弱まってきている可能性が考えられます。さらに、10代後半の方の麻疹ワクチン接種率が比較的低いこと、また麻疹ワクチンを1回接種したとしても、数%程度の人には十分な免疫がつかないことなども原因の一つとして考えられると聞いております。

麻疹を予防するには、予防接種が有効とされております。麻疹ワクチンについては、昨今の報道では、在庫が余りないように報道されております。厚生労働省では、在庫の減少を考え、医療機関等に対して、麻疹流行状況等をかんがみ適正量を購入するように要請をしているところであります。県においてもこれを受け、ワクチンの購入、定期予防接種対象者以外の接種希望者に対するワクチン接種について、他の近畿各府県、医師会、病院協会と協力を行っているところであります。

現段階で、保健センターにおきましては、大学生の子どもを持つ親から、予防接種を1回しているが大丈夫か、成人の予防接種はどのように受けたらよいのか等の問い合わせや相談を受けておりますが、麻疹に感染したという事例は聞いておりません。保健センターでは、今後の発生動向に注視し、出来る限り流行地域に近付かないこと、人込み

を避けること、日ごろからの健康管理をきっちり行うことなど、ワクチン接種以外でも留意していただくことについて、住民の皆様方にお伝えしていきたいと考えているところでもあります。

なお、定期予防接種に係ります麻疹・風疹の混合ワクチン、MRワクチンにつきましては、まだ十分な在庫が確認されているところでもありますので、今回の流行による影響は少ないものと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 対策として、保健センターの方で対応、周知を図っていただくというふうに答弁いただいたんですけども、町民全体に対してどういうふうに啓発を行うのか。担当の方でお話を聞かせていただくと、ワクチンの在庫がないので、誰もかれもが打ちに来ると対応が出来ないという状況も懸念しているということをお聞きしていますけれども、しかし、今、若者の間ではしかが広がっているということが何でやということと、その対応ですね。例えば、発疹、発生したというふうに確認されたら、本当に出歩かないと、集団の中に行かないと、そうした認識を持っていただくことで集団発生というのは防げる、最小限に抑えることが出来るということでは、町民の皆さんにもやっぱり正しい知識をお知らせして認識をしていただくことが必要かなというふうにも思うんです。

そして、ワクチンを1回しか打っていない世代が主に発症をしている。1回しか打っていないか、もしくは打っていない。年齢層で言いますと、7～8歳から30歳未満の間でワクチンを1回しか打っていない世代になっているということですんで、そうした世代については、高校生とか大学生というのはご自分でも認識が出来ますけども、もう一つ小さいお子さんになると、やはり保護者の方にしっかりと気をつけていただいております。集団感染を防ぐという対応が出来ないのかなというふうに思います。

また、逆に、今、テレビや新聞報道で取り上げられてますんで、不安だけがあおられるということになってはいけないなというふうに思うんです。

そして、さらに、乳幼児の時期のワクチンの接種につきましても、インターネットで見ますと、日本というのはアメリカとかカナダとかに比べて接種率が低いと。そういった先進国では、95%以上のワクチン接種率を保っており、ほとんどはしかについては発生しないという状況になっている中、日本ではいまだにやっぱり年間10万人とか2

0万人という規模ではしかが発生しており、そうしたことについては、やはり一番有効なのはワクチンを打っていただく、予防接種をしていただくということになると思います。今、斑鳩町としても、厚生労働省の方が示しています乳幼児時期に2回のワクチンを打って免疫をつけてしまうということで取り組みはしていますが、それでもなかなかその認識を持っていただけない。強制になってはいけませんけれども、ワクチンを打っていただいて、その後の発生も防ぐという観点から、そういった意味もあわせて啓発をされることが望ましいのではないかなと思いますけれども、その啓発について、保健センターの方でというふうにおっしゃいましたけれども、ワクチンの在庫状況なんかも見ながら広報等で啓発をしていくことも必要かなとは思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） はしかの流行につきまして、乳幼児等の予防接種につきましては、広報等におきましても、保健だより、広報の後ろに保健センターでの行事予定表も載せておりますが、そういった中で啓発を行っていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） このはしかの発生については、地域ごとの対策が必要ということで医師も指摘していきまして、関西圏で協力をし合っていて、状況も見ながら、今後、ワクチンの在庫も見ながら、そして住民さんに正しく理解をしてもらえるような啓発を行っていただいて、十分な対応をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に2点目になりますけれども、介護保険についてということですが、介護保険制度というのが2000年に創設され、この間制度自体が何度も改定され、大きく変化しつつありますが、この間、保険料の方も状況が大きく変わってきて、年々、年々というか、だんだんと上がっていきっているという状況にあると思います。こうした保険料の値上げというのが被保険者の生活を圧迫している。さらに、それだけでなく、近年の税制改正等により、介護保険の被保険者にたび重なる多大な影響を及ぼしていると思いますが、こうした被保険者を取り巻く状況が大きく変化する中で、今、保険者である斑鳩町は、町内被保険者の置かれている状況というのをどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成17年度の税制改正の影響により、住民税におきましては、非課税から課税となる高齢者の方々が出てまいりました。これら的高齢者の方々につきましては、新たに住民税を支払うこととなったことに加え、介護保険料の保険料段階が変更となり、1年間に納める保険料額が多くなり、収入が変わらない中で保険料が上がった高齢者が増加してきていると考えております。ただし、これらの制度改正により保険料に影響が出た高齢者の方々に対しまして、保険料の負担の急激な増加を避けるため、平成18年度から3カ年間で本来の保険料に段階的に引き上げ、被保険者の方々の負担の軽減を図っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 緩和措置も行っていただいているということですがけれども、それにつきましても、国の方が示す緩和措置、大体どこでもそういった措置はとられているんですけれども、今、こうした町内の被保険者が負担を押し付けられる中で、本当に生活が厳しくなっている、生活が立ち行かなくなっている中で、保険料の滞納状況というのも担当課の方で数字をちょっと見せてもらったんですけれども、平成16年、17年のまだ保険料階層が5段階の時ですね、今7段階になってますけれども、その5段階の時で第2段階と第3段階の方の滞納というのが割合としては一番多くて、特に第2段階ですね、この第2段階といいますのは、第1段階が生活保護の受給者ということですから、その1つ上ですね、この保険料を乗せて滞納状況等見る中で、私、変だなというふう感じたのは、第1段階というのは生活保護世帯なのに、何で生活保護を受けている方から保険料を徴収するのだろうと。生活保護の支給をされている部分を収入と見てその保険料を徴収しているのかなと。少しその辺は、制度についてよくわからなかったのと矛盾を感じたのですけれども、またこれもおかしなことに、生活保護の支給費の中から町に対する保険料というのも支払われてますので、言うたら滞納自体はほとんどないというのが実態なんですね。それよりも、やはり第2段階の方というのは、生活保護は受けておられないけれども本当にぎりぎりの収入しかない。そういう方が、国民年金の収入だけで生活されている方などは、満額もらっていても本当に生活出来ないような状態が今広がっている中で、年々生活保護の申請もふえているというのが実態であるというふうに思います。

また、第3段階についても滞納が多いと。以前の一般質問で、この第3段階について

も、これは住民税非課税になっている段階で、町として住民税は取れないというふうに見ている階層の人たちから保険料を徴収するという考え方についてもどうなんだということ疑問が出されていたんですけども、こうした色々な疑問がある中で、保険料の階層ごとの設定という部分について、基本的にどういう考え方でもって設定をしているのか、その基本的な部分についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この介護保険の保険料の仕組みでございますが、市町村で使われる介護保険のサービス費用の約19%を第1号被保険者の保険料によって賄います。あと、この保険料の負担につきましては、残り第2号被保険者、40歳から64歳までの方の保険料の31%をまた保険料として賄い、合せて50%を被保険者が支払うことになっております。また、公費、特に税金の関係ですが、残り50%につきましては、国、県、市町村で、それぞれ公費でこの介護保険制度の保険料を賄うというふうに国で定めているところであります。

こういった中で、特に今おっしゃいます第1段階から第3段階の住民税の世帯の非課税の方、先ほど申されました生活保護の受給者の方々等の保険料につきましては、国の制度の中で一定の軽減をされてきていると。こういった中で、介護保険料につきましては、そういう低所得者の方に対しましての優遇も図ってきているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長おっしゃった軽減というのは、基準額があって、それに対して第1段階、第2段階というのが半分の0.5の保険料だというふうに、それで軽減をされているというふうに答弁いただいたというふうに思うんですけども、確かにそうした負担能力に応じた負担をしていただくというのが社会保障の根幹的な仕組みだというふうには思うんです。しかし、先ほどお答えいただきましたように、50%を40歳以上の方で賄っていただくということについて、財政的にも大分限界が来ているのかなというふうにも思います。さらに、先ほど言いましたけれども、たび重なる負担増になって、それが今後どんどんと滞納状況がひどくなっていくのではないかと、そんな心配もされるんですけども、介護保険というのは、国がつくった制度ですから、そうした国の考え方というのが示されて、それに基づいてやりなさいよというふうになっているんだと思いますけれども、実際の運営というのでは、国の定めたとおりにいって

ないという面が強くあらわれているんだというふうに思います。それが滞納であったりすると思うんですけれども。実際に運営をしていくというのは、保険者は市町村ですから、保険者としては、町はそうしたことに對して独自でも対応策というのを持って運営に当たっていくということは、必要ではないかというふうに思うんです。

そういう関係で次の質問に入るんですけれども、これは町独自の軽減制度というのが考えられないのか。以前からも、介護保険の保険料、利用料の軽減について質問が出されていましたが、既に全国でたくさんの自治体が独自で保険料や利用料の減免を、軽減を行っています。少し古い資料になりますけれども、厚生労働省の調査で2000年、これは介護保険制度が出来た時になるんですかね、その時はまだ3,252の市町村があって、保険料の独自軽減を行っていたのがそのうちの141自治体、利用料の独自減免措置というのは247の自治体でされているという実績がございます。

そして、奈良県内でも、利用料については幾つかありますけれども、保険料についても隣の平群町が保険料も減免、軽減を行っているということで、これも以前の一般質問で、平群町が行っている軽減施策の効果について、しっかり動向を見守って、そして研究をしていただきたいという質問がされていまして、町の方としても、その効果を見守っていききたいんですという答弁をされていたんですけれども、その後独自で分析等を行っていただいていると思いますけれども、斑鳩町としてもぜひこういった状況をかながみて、町独自で保険料、利用料の軽減策というのをやっていくべきではないかというふうに思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 斑鳩町において独自の減免、軽減をとということでございますが、このことにつきましてですけれども、議員のご質問のとおり、平群町におかれては、一定の収入以下かつ活用出来る資産のない低所得者の方に対しまして介護保険料を、また一定の収入以下の低所得者に対しましてサービスを利用した時の利用料を減免する独自の制度を実施されておられます。

斑鳩町におきましては、まず介護保険料につきまして、平成18年4月より所得段階区分を5段階から7段階制に細かく分け、国より1つ多い7段階制に細かく分け、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の第2段階の被保険者に対しましては、保険料率を基準額×0.75から基準額×0.5に、世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の第3段階の被保険者に対しましては、基準額

×0.75から基準額×0.7に下げ、国が定めている介護保険制度の運用という形で低所得者対策を講じてきているところであります。

また、利用料につきましては、介護保険制度では、保険サービスを利用した時にその費用の1割を自己負担することとなっておりますが、低所得者層につきましては、これらサービス利用の1割が過剰な負担とならないよう、利用額が高額とならないための高額介護サービス費を支給することになっております。この高額介護サービス費につきましても、平成18年4月より一定の収入以下の利用料、第2段階の方は、自己負担の上限額も2万4,600円から1万5,000円に引き下げられ、低所得者対策を講じているところであります。

当町といたしましては、保険料減免及び利用料減免について、介護保険制度が法律により定められた制度である以上、保険料の減免等低所得者に対する配慮は制度全体の中で考えるべきであり、自治体間の不均衡はあってはならないものと考えております。このことから、かねてより、町村会を通じ国や県に対し低所得者対策の要望をしてきたところであります。

また、平成20年度におきまして、平成21年度から平成23年度におきます第4期介護保険事業計画を策定することとなりますが、この次期の計画期間におけます保険料の設定に当たりまして、その低所得者対策も含めました段階の設定や保険料の設定等、介護保険運営協議会を中心にまた議論を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 斑鳩町として、国の示したとおりじゃなく、第7段階まで階層を設けて低所得者対策を行ってきているということにつきましては、非常に評価をさせていただいております。しかし、国の法律に定められている制度であって、その中で運用したいという考え方につきましては、私は、もちろん国の方に意見を上げていただいておりますので、それも今後ぜひ強く意見を上げていただいて、もっと利用しやすい制度、例えば保険料段階につきましても、京都の方では10段階にされているとか、そういった部分もございまして、低所得者の方に負担にならないような、町としては法律の中での運用を考えておられますけれども、それはぜひ今後も研究をしていただきたいというふうに思うんですけれども、そのほかの部分でも、私はやはりぜひその制度の中自体で考えるのではなく、町の住民さんの状況を考える中では、独自で軽減制度という

のもぜひ実現に向けて研究をしていただきたいというふうに思うんです。

国の方は、介護保険料の減免制度に対して、3原則とあって、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の軽減、そして保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを不適切というふうに言っていますけれども、それにつきましては、国会の中でうちの共産党の議員が質問をし、それは従う義務がないということは、答弁の中で当時の厚生労働大臣がはっきりおっしゃってますので、市町村の裁量でそれは行おうと思えば出来ると思うんです。もちろん財源も必要となりますけれども、実際に平群町さんが行っておられる軽減施策、これ調べましたら、費用的に見ますと、年間で、これは平成19年3月末現在、平成18年度の実績では、金額的には65万9,100円、新しくなりました保険料階層の中で第2段階の人は、平群町では対象は628人おられますけれども、そのうちで軽減申請をされてその制度を利用されている方が47人、そしてその金額が52万9,500円ですね。そして、第3階層の方というのは266人いるんですけれども、そのうちその制度を利用されているのが8人、これは金額で12万9,600円。合せて65万9,100円ということで、金額的にもそないぎょうさん斑鳩町が持ち出しをしなければいけない状況にもならないのかなということでは、十分に実際にやっていたいていける金額ではないかなというふうに思いますので、ぜひこれは、平行線になるかもしれませんけれども、研究をしていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

それでは、次に、特別職の退職金の質問に移らせていただきます。

前小泉首相の発言というのが話題にもなりましたけれども、全国各自治体で、首長を含め特別職の退職金の額を知った住民の皆さんから、驚きと共に退職金の引き下げや見直しを求める声というのが、今、本当に広がっているというふうに思います。そうした特別職の退職金についてどのように考えておられるのか町の見解をお聞きしたいと思いまして今回質問をさせていただくんですけれども、特別職というのは4年ごとに退職金を受け取るとされており、その4年ごとにどれぐらいの退職金が実際に支払われているのか、確認をさせていただきたいと思います。

小城町長は、6期という長い期間を務めておられますけれども、町長の退職金はこれまでに幾ら払われているのか。1期目から順番に1期ごとの額と、そして現在6期目ですけれども、その現在の任期が満了した時点で退職金は幾ら見込まれているのか。さらに、それらを全部足すと総額が幾らになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、1期目でございます。税金込みとなっておりますので、よろしく願いをいたします。1期目が、1,584万円、2期目が1,826万円、3期目が1,892万円、4期目が1,914万円、5期目が1,790万8,800円。それと、6期目の試算でございます。これはまだもらっておられません、当然。1,530万8,800円でございます。なお、冒頭申し上げましたように、税金込みとなっておりますので、ご承知よろしく申し上げます。

合計でございます。ただいまの合計が1億537万7,600円となります。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 6期目の部分はまだ当然受け取っていないけれども、それまでの金額は既に受け取っておられるということですね。

それでは、次に、一般職の職員さんの退職金というのが幾らになるのか、確認をさせていただきたいと思います。一つの例としてお答えいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ちなみに、高い数字でこの場でお答えさせていただきます。

一般職の職員で勤続35年以上、部長級を5年以上務め定年退職した場合でございます。その場合、定年時の給与月額を45万円と仮定をさせていただきます。そうしますと、これにつきましても、税金込みで約2,900万円でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、お答えいただきましたように、一般職の最高クラスの方の退職金でも、言うたら35年以上40年ぐらいせつせと働いて2,900万という数字に対しまして、町長の退職金、お示しいただきましたけれども、実際に私たち庶民の感覚からしても、退職金というのは2,000万から3,000万円、特に今の時代やと、民間ではもうもらえなくなっているところもあるというふうにお聞きをしていますので、町長の1期で1,500万円を超え、6期24年で1億500万円という退職金の金額について、果たしてこれが妥当な額と言えるのかどうか、これはどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 退職手当の額だけを簡単に比較しましたならば、町長と一般

職の職員では、勤続年数当たりの支給額に差があることは事実でございます。

しかしながら、退職手当は、退職までの勤続期間におけるその者の職務、職責に対します報償でございます。また、その職務、職責を遂行した者への退職後の生活保障として支給されるものであることから、その果たすべき職務の重要性と申しますか、重さの違いを考慮せず、選挙で選ばれ、住民からその信託を受けた町長と一般職の職員の退職手当を比較してその額の妥当性について検証することは、適当ではないと考えております。

しかしながら、町長自身も、このままでよいとは決して考えておられず、昨今の厳しい経済状況下にあつて、本町の財政も厳しい状況にある中で、財政健全化に向けて行財政改革の推進を図っていくため、町長等特別職の給料月額及び退職手当につきましては、平成17年4月から給料月額の減額という特例措置を講じ、平成18年4月からはその減額率をさらに引き上げると共に、退職手当にも反映させるという暫定措置を講じてまいりました。さらに、平成19年4月からは、特別職報酬等審議会からいただきました答申よりさらに、町長、副町長については給与月額を減額し退職手当に反映させるという特例措置を講じているところでもございます。

退職手当の支給率を下げている地方公共団体もあるということですが、当町は、昭和37年の奈良県市町村職員退職手当組合発足時から当組合に加入し、当組合議会で議決された奈良県市町村職員の退職手当等に関する条例の支給基準に基づいた支給を受けております。

その支給率につきましては、他の都道府県や民間企業の支給率を勘案し、国、県、市町村の一般職の職員の退職手当支給率の変動をもとに組合議会で議決され、加入市町村すべて一律で、平成19年度における支給率は、任期1年当たり町長では5.2カ月分、副町長では3.3カ月分、教育長では2.4カ月分となっております。

また、支給率の変動についてでございますけれども、町長では、任期1年当たり平成16年4月に5.5カ月から5.35カ月へ、また平成17年4月には5.35カ月から5.2カ月へ、一般職の退職手当の支給率の変動に合わせて引き下げが行われている状況でございます。

なお、近隣府県の各退職手当組合の支給基準の状況を見ましても、町長では、京都府5.3カ月、和歌山5.196カ月、滋賀県5.16カ月、三重県4.992カ月分で、全国的に見ましても、山形県の6.804カ月から東京都の4カ月まで、全国平均で約

5. 3カ月であると伺っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、特別報酬審議会、これで決まった額以上に報酬カットされている点というのは、本当に頑張っておられるなというふうに思うんです。もともと87万円やったやつが80万円になって、そしてさらに73万6,000円になるということですので、それはかなり努力をいただいているなというふうには思うんですけれども、退職金手当組合の中で基準を設けてやっておられるんですけれども、それ自体の金額というんですかね、それが住民さんからしたらちょっと感覚的に理解が出来ないのではないかなと。全部なくしてしまえというふうに言うてるのではなくして、例えば一般職の方で、先ほどお答えいただきましたように、2,900万円ということであれば、幾らが妥当かというのは難しいんですけれども、本当に町長退職時に、40年働いてそれの倍あっても多いなという感覚で私は見るんですけれども、先ほど職責に対する報酬ということもおっしゃっていましたが、基本的に、私は思うんですけれども、町長も私たち議員も、住民から選ばれて住民さんのために見返りを求めずに本当に住民のために尽くすという役割というのが求められているというふうに思うんです。

ただ、私たち議員というのは非常勤であるのに対して、町長、副町長というのは常勤でありますので、そういう違いもありますし、副町長についてはまた町長とも立場が少し違うかとも思いますけれども、そうした立場の違いはありながらも、今、本当に町の財政もしんどい、財政健全化の取り組みも進めている中で、私考えたんですけれども、町長のお仕事というのは本当に重責だと思いますし、私その内容については詳しいことはわからないんですけれども、そういったお仕事はちゃんとしていただかなければ困るので、そうしたことに対する報酬というのはしっかりと保障されるべきだとは思いますが、町長退職されてからそんなにお金が要るのかなというのは素朴な疑問として思うんです。

実際に、その退職金、本当に大きな額受け取っておられますけれども、負担金としても、それぞれ給料をもらっている中から、町長の場合ですと、給料月額1000分の250、4分の1が退職金組合に負担金として出されているわけですね。そうすると、実際に報酬を受け取った額よりも4分の1少ない、4分の3の額で実際に日常の業務をこなして生活もされており、そうした報酬でやっていけてるというのが現状だと思うんです。そうすると、報酬の部分についてはしっかりと保障するという考え方に基づいて、

退職金を削っていくということでは、その退職金の負担割合を、例えば今後退職金手当組合の中で引き下げの検討をしていただく等の対応によって、町から持ち出しをする金額についても削減が出来るのではないかなというふうに思います。

実際には、ほかの自治体では、退職金は受け取らないと決めておられるところや、町長、特別職、副町長も含めて報酬を今下げていただけてますけれども、退職金の額を引き下げて、選挙の時に特に公約で、これだけしか受け取らないというふうに決めて職務に就かれる首長さん、市長さんというのがいらっしゃいますけれども、そうしたことに對して町長どのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員のご質問でございますけども、この関係というのは、自分が仮にそういうことを、退職金をゼロにしますという選挙公約をしても、やはり議会で最終的に議決をいただくんですね。そのことを考えていく中で、五條市が、今の市長さんが、公約では給料半分しますというのに、今度5%のあれをしたら否決をされたんです。そういうことも考えていかなかったら、選挙関係で自分は退職金をゼロにしますというよりも、私はゼロにしても、次に今度新たに出来る町長さんが、私はゼロでいくということが出来ないということになったら、これは大変なことになる。だから、報酬審議会というのがあるんですよ。報酬審議会があり、奈良県市町村の退職手当組合も必ずつくっているわけですよ。そういう範囲ということ十二分に認識しなかったら、ええことばっかり言うたところで、出来なかったら何もならないわけです。マニフェストをつくっても約束が守れなかったら、やっぱり色々な問題があるわけです。

そういうことをやっぱり踏まえて、こういう皆さん方が審議をいただく、そういう立場だと私は思いますし、私自身も必ずしも今、池田部長が申しあげましたように、私自身も給料を下げていく。そうすれば、退職金も減っていくんですよ。だから、そういうことも努力をしながら、私は6期目の就任の時にも、職員の朝礼で申しあげたのは、退職金を300万から400万、この時に下げていくんだということを申しあげてます。このことを担当の部長は、そういうことを守りながら、こういうことをしながら、現実に報酬審議会も、この間答申をいただいたのが、町長が80万と、またあるいは議員さんが29万7,000円から27万ということに、7%減ということで決まったわけです。

この議会の関係等についても、かねてからは、日本共産党の野呂議員が、議員の報酬

は上げてもらえなくても町長の報酬を上げるなということはかなり主張されてきたんです。そのこともやっぱり踏まえて、報酬審議会のあり方というものも私非常にこれから難しい問題だろうと。必ずその時世に合ったものがいけるのか、あるいは景気が下がったから給与を下げているのか、報酬を下げているのか。

そういう報酬審議会という委員さんを選考していくのも、これも一つ大きな難しい問題があると思います。今後、そういうことも十二分に検討しなかったら、仮に指名をしても、いや、私は報酬審議会には、もうそんな結構ですとおっしゃる方も出てくるやろうし、やっぱりそういうことについて一任をする中で、十二分にそういう資料、データというものを集めていく中で色んなことが出てまいりますから、そういうことをやっぱり十二分に咀嚼をしながらこういうものを進めていくことが一番大事であろうと。

必ずしも私自身も、給料がこれでいいのか悪いのかというよりも、絶えず行政を考えながら、出来るだけやっぱり儉約質素にしながら、自分のものをスリムにしていくことが一番大事であろうということを考えながら、今、行政に携わっているということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、答弁いただいた町長のお考え方によって、今後議会とも協議をし、近隣の状況も見ると、引き下げが検討出来るようやったらもっとしていくべきやなという意気込みというんですかね、そういうのも感じられたかなというふうに思うんですけれども、ぜひそういった議論はどんどんやっていくべきだろうと。住民の皆さんからも、やはり多くの声をいただきますし、町の財政健全化を進めるに当たっても、やはり大きな焦点となってくるとは思いますので、今後につきましてもそうした議論を大いにしていきたいというふうに申し上げまして、この質問はこれで終わらせていただきます。

次に、4つ目の質問ですけれども、ここに「最低賃金について」と書かせていただいているんですけれども、今現在日本の最低賃金、労働3法案の改正等で少し浮上もしていますけれども、この最低賃金の平均というのが、時給で見ますと、全国平均というのが673円というふうになっています。日本は、各都道府県ごとに最低賃金が決められていまして、奈良県の最低賃金というのが656円となっているんですけれども、この数字を見て私は非常に低いなというふうに思いました。最低賃金法の第3条で、最低賃金というのは、労働者の生活費を考慮して定めなければならないというふうになってい

ますんで、労働者の生活を保障するものでなければいけないというふうに解釈をしますけれども、例えばこの656円ですね、これは1日8時間働いて月21日働いたとしたら月額で幾らになるかと計算したら、11万208円。とてもじゃないですけども、これでは生活していけないというふうに思います。斑鳩町としても、職員さん等に賃金を払っておられるという立場から、最低賃金のあり方についてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、お尋ねの最低賃金制度、そのあり方と影響でご答弁をさせていただきます。

そもそも最低賃金と申しますのは、賃金の低廉な労働者にとりまして、職業の種類または地域に応じまして賃金の最低額を保障することによりまして、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の資質の向上及び事業の公正な競争の確保に資すると共に、国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、国が最低賃金法に基づきまして賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度でございます。

また、最低賃金は、原則として、雇用形態を問わずすべての労働者に適用されるものでございます。

最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類がございます。地域別最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の支払い能力を考慮して定めなければならないこととされております。都道府県労働局長が改正を必要と認める場合に、地方最低賃金審議会に諮問し、同審議会の答申を尊重し決定され、産業や職種にかかわらずすべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として各都道府県ごとに設定をされているものでございます。なお、平成18年10月1日現在の奈良県の地域別最低賃金は、質問者も申されましたように、656円となっているものでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町の見解として、やはり最低賃金というのは、生活保障をするためのものであるということプラス、これが聞いたかったですけれども、労働力の資質の向上という役割も持っているというふうにお答えをいただいたというふうに思うんです。

何でこんなことを言いますかといいますと、3月の予算委員会や総務委員会でも議論がありましたけれども、平成19年度の4月から、臨時職員さんの賃金が一律カットされたことについては一定議論がありまして、一時金を3カ月から段階的に1カ月まで減らしてしまったということや、時給につきましても一律10%をカットしたことについては見直しを求める声が、総務委員会でも予算委員会でも挙がっておりました。その時議論はされていますけれども、その後それについてどのように考えているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在平成19年度に入っておりますけれども、今、議員ご質問のとおり、臨時職員さんにつきましては、一部引き下げを行いますと共に、勤勉手当につきましては3カ月から1カ月、ただし平成19年度につきましては1.5カ月とさせていただきますけれども、その方向で今現在は進んでおります。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その時見直しを求める声はありましたけれども、そうしたら、見直しはもうしないと。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 総務委員会で意見としてはございましたけれども、このような予算編成をさせていただいて、今現在当初の事務局の方針どおり現在はその方向で進めております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そしたら、もう1つ確認をさせていただきたいんですけれども、当時発掘の調査員でしたか、埋蔵の関係で、その臨時職員さんの賃金が最賃を割っているという問題につきまして指摘がされており、それは町としても整理をしますとその時答弁をいただいていると思いますけれども、その後どのように整理をされたのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） たしか予算委員会の時に議論があったと思います、指摘がありました。それにつきましては、総務部、また教育委員会ともご答弁があったと思いますけれども、それについては当然その議論を踏まえて修正にはなっております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） きちんとした数字でちょっとお答えいただけるかなと思ってましたけども、その後時間的に、その時答弁いただいていた中では、募集して、8時間以内で短い時間もあるから流動的に運用してきたというのがこれまでの実態やったというふうに思うんですけども、その後ちょっと担当課の方で聞かせてもらいましたら、きちんと8時間にして、金額も日額5,300円にした。それで、時給で割っても最低賃金はクリアしているという整理をしたということで間違いないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、発掘調査補助員の方につきましては、日給で5,760円というように改定をさせていただいております。それは当然最低賃金、予算委員会で議論がありました最低賃金はクリア出来るようになっております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私がちょっと曖昧な言い方をしたんで申しわけなかったんですけども、遺物整理補助員ですね、そちらの方が最賃を割っているということで問題視されていた部分についてきちんと整理をされたということで。発掘調査員ではなく、遺物整理補助員の方ですね。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） あの時、予算委員会の方でも、教育長の方からもご答弁させていただいたと思うんです。日給といたしましては4,760円で、時間につきましては、最低賃金を下回らないように調整はさせていただくということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） きちんと金額として明確なお答えはいただけなかったんですけども、今後また例規集等にも整理をされていくのかなというふうに思いますので、きちんとやはりそういう形で整理をしていただくよう、していただけると思いますけれども、お願いをしておきたいと思います。

そして、本題に戻りますけれども、今、一律やはり臨時職員さんの賃金がカットされたことについて、私たちは以前に、ほかの議員さんからもそうですけれども、職員さんの資質の向上ということで色々研修を行っていただいたり、今、正規の職員さんがどんどんと計画を超えて数が減ってきている中で、なかなか正規の職員さんで対応ということにならない、臨時職員さんで対応していくという方向性を町は強く持っていますけれども、それならばやはり臨時職員さんも、しっかりと住民サービスを満足いただけるよ

うに資質の向上に努めていただきたいという、その要望をしているにもかかわらず、今回財政健全化の見直しと、取り組みということで、一律に、暗に臨時職員さんの賃金を10%カットしたということについては、やはり非常に不満があります。

実際に、一般事務職の方、800円から720円に引き下げをされたんですけども、これも月額計算にし直しますと12万960円。今、非常に、ちょっと飛びますけども、若者のワーキングプアとかネット難民とか言われている方が非常にふえており社会問題になっている。そうした方々の最低賃金というのが大体月14万円ぐらいやというふうに言われていて、それが非常に問題になっている中で、この賃金についてはどうなんだろうと。そして、臨時職員さんにつきましても、やはり一時金というのが3カ月あったのが1カ月に減ってしまう。そうしたことで、今年から本当に来てくれなくなってしまったような臨時職員さんもいるのではないかなというふうに思うんです。臨時職員さんでも、なかなか正規の職員さんという形で来てもらえなくて、1年契約で月額報酬で来ていただいている方につきましては、これまでやはり経験をお持ちで、言うたらベテランの域に達していただいている臨時職員さんが今後離れていってしまうのではないかと。そうした懸念もありますことから、ぜひ、くどいかもしれませんが、これはもう一度臨時職員さんの賃金について見直しをしていただきたいというふうに強く要望をしておきたいと思います。最後に、答弁いただければと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、臨時職員が減ったとか減らないとか、募集しますとかなり来られますし、以前にもこれは議会で指摘をされたのは、もう大分になりますけども、やはり臨時職員が1年以内という中で、あるいは3カ月をしていくのが妥当でないかというような色んな議論もございましたから、その辺のところがやっぱり私は一番難しいのではないかと。1年で今度募集をかけたら、必ず応募してまた受かる人もおられるわけですから、そこらのところ十二分に整理をしていかなかったら、やっぱり継続をずっとしていかれるというのか、3月31日で一応退職ですけども、4月1日からまた採用するわけですけども、そういうことの中でやはり色んな議論がございましたけども、そういうことも踏まえて、今の賃金がどうあるべきかということも十分検討をすることが一番大事ではないかと。何でもかでもその関係等については、やっぱり物価が上がっているから給料を上げていくんだということには相ならないだろうし、そういうことも検討する私は余地が十分あるのではないかな。そういうことによって、職員、あるいはまた

臨時職員の方々も、やはり斑鳩に応募される方は、本当に斑鳩を好きであると、愛しているという気持ちでやっぱり応募されてますから、私は十二分に、その応募者が必ず定数よりも上回っているという今現状ですから、そういうことも十分ご理解いただいて、これからもやっぱり町に対するご理解、ご協力をいただくということが一番大事であろうと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 当然斑鳩町の職員として自覚を持って働いていただくことは重要だと思いますけれども、生活をしていく上でやはり必要な金額というのはあると思いますんで、そういうことにつきましても十分にご検討いただいて、職員さんの賃金につきましてもぜひ見直しをしていただきたいと、これずっと言うてても平行線になりますんで、要望いたしましてこれで私の一般質問終わっておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午後0時02分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私は、議員になってから日も浅く、普通一般の住民の目線で質問させていただきたいと思います。

私ごとですけれども、私は生まれも育ちも奈良県でございませんで、友人、知人も他府県に多うございます。色々と奈良県で事が起こりますと、その友達から電話とかでお話がまいります。そうしますと、奈良県というところが、あるいは斑鳩町というところがどういうことになっているのかというような、別の視点で物を見ることが出来るようになったんでないかなと思います。

最近、色々と奈良県では、全国メディアで放送される、あるいは伝えられることが多うございました。1つは、議会とかそういう関係の不祥事ですね。それから、平群町、あるいは近隣の市町村での色んな問題がありました。つい最近ですと、今朝ほど1番の先輩議員さんが質問されました西和7カ町の首長さん方の話題がありました。これすべて全国放送でございまして、だんだん吉野君お前のそばに近付いてきたなど、こうい

う電話もごさいます。

大和の国といいますのは、昔から、神代の昔からというんでしょうか、仏教が伝わる前から何でも話し合いで物事を決めてきたと。それは、豪族同士がお互いに争いをして殺し合わないようと、そういう意味もあって「和をもって貴しとなす」と、こういうふうにやってきたんだろうと思います。これが外国ですと、剣を持って戦い合うと、そういうことになるわけですが、さすが我が日本では、大和の国、大いなる和の国ということで、何でも話し合いで決めると、こういうことになってわけでありませう。

最近、「和をもって貴しとなす」という話が全国放送になりましたのは、例の7カ町さんの首長さん方のお話でございませう。この7カ町では、斑鳩町がやはり抜群の知名度がありまして、いい意味でも悪い意味でも宣伝効果は十分だったと私は思っております。昔の首長さん方は、昔といいますと、蘇我の一族とか物部とか、このあたりですと、次の大御神、つまり天皇などを誰にするかというところまで談合で決めたそうでありませう。

余談が続きますして申しわけございませう。早速通告書に従って質問させていただきます。大きく分けて、人にやさしい道づくりと、もう1つ激甚災害の備えについて、こういうことで質問させていただきます。

私は、JR法隆寺駅には、たびたび日を変え時間帯を変え何回も見学をいたしました。そこで一番強く感じましたのは、元気で楽しそうな修学旅行の生徒さんとか、外国からの客人も交えた若い人、男の人、女の人、年寄り、こういう観光客を見て、斑鳩町は何と幸せなまちなんだろうかと、観光立町の明るい未来が開けていると思ひました。

観光協会のご案内の方々も、全くこの仕事は楽しいと、心から申されておりました。町の職員さん方も、ぜひ一度ローテーションでも組んであそこへ立っていただきましたら、斑鳩町というものはどうなのか、私が言うのもおこがましいんですけども、わかるだろろうと思ひます。もしかしてそういうシステムが既に出来上がっているのかどうか、まずこの点からお伺ひしたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 観光案内所には、観光協会の方に案内をしていただいていると共に、土曜、日曜については、職員も1名張りついて一緒に案内をさせてもらっている状況でございませう。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 先日、私も休日に行きましたところ、町の幹部職員さんが来ておられて、これは大変いいことだなあと思いました。

まず、基本的なことを確認させていただきます。

最近、JRの駅などは橋上駅ということが多いのでございますけども、橋上駅にしたいというふうに強く主張されたのは、斑鳩町の方でしょうか、それともJRさんの方でしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この橋上化事業につきましては、平成12年に制定されました交通バリアフリー法によりまして、法隆寺駅におきまして概ね5年以内にバリアフリー化を図っていかないかんとというようなことがございまして、当時JR大和路線の各沿線におきましては、駅舎の改築整備によりましてバリアフリー化がなされていたという状況がございました。

そうしたことで、議員の皆さん、そして住民の皆さんからも、駅舎のバリアフリー化についての要請が高まってきておりまして、駅舎の改築整備をするに当たりまして、まず、平成14年度になりますけれども、法隆寺駅の整備に対する基本構想調査を実施をいたしまして、既存駅舎でバリアフリー化を図るのか、そして駅そのものを地下化するのか橋上化するのかということも含めまして調査をいたしました。

そうした中で、JRと協議を進める中で、駅舎の橋上化と合せたエレベーター、エスカレーターを設置をして、エレベーターがバリアフリー化になるわけですがけれども、バリアフリー化を図ることが最も最適であるという結論になりまして、議会の皆さん方にもお諮りをいたしまして橋上化事業に取りかかったということでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 従来の駅ですと、上り下りそれぞれ水平移動して電車に乗る、あるいは降りるということが出来たわけではありますが、橋上駅になりますと、一度は全員上に上がり、そしてまた下へ降りると、こういうことになりますので、その辺もきちんと検討された結果ああったらと思うので、これについては了解いたしました。

まず、この予算としまして、総事業費は約21億円というふうに工事現場の看板にも出ておりました。JR西日本は9,000万円ほど、あと全部が町の、あるいは色んな予算が出てこの駅が完成したわけではありますが、よくこのごろは、対費用効果、あるいは費用対効果という話が出てまいります。私も何回も現場に立って見ましたけれど

も、自由通路を北口から南口へただただ自由に通過するだけという人は、一度も見なかったわけであります。今後ふえてくるかもしれませんが、そういう意味では費用対効果、まだ十分に発揮されていないんじゃないかなと思うのであります。

それはいいとしまして、次に、この橋上駅のＪＲと当局のすみ分けといいますか、管轄、それからどういう取り決めがあるか、あるいはまた観光協会の案内所の体制、時間割とか開設する時間帯、それから人員の配置についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ＪＲの法隆寺駅についての管轄関係でございますけれども、自由通路部分は町が管理と、そして駅舎部分はＪＲが管理ということで、建物自身は一体的になっておりますので、管理協定を結びまして、それぞれ管理をするということの確認を行いまして現在管理を進めているということでございます。

それと、観光案内所でありますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、土曜、日曜については職員もつきまして、観光協会の方１名と１０時から３時まで開設をさせていただいております。しかし、土・日につきましては、観光客の方も出足も少し早いということもお聞きもいたしておりまして、時間を少しでも早めた形で取り組んでいくべく、今、観光協会と協定を図っているということでございます。

○議長（中川靖広君） ４番、吉野議員。

○４番（吉野俊明君） 続いて、私が実際にその現場に立ってみて人に聞いた感想を申し述べます。いずれの質問というか感想も、機械の初期故障のようなことで、ちょっとした心遣いとか予算で改善出来るものばかりだろうと思っておりますので、聞いていただきたいと思っております。

まず、観光客が駅で降りまして改札口に上がってまいります。そうすると、右側に駅員さんが立っております。左側はキヨスクがございまして、そこが朝５時半ごろから開いているようであります。その時点では観光協会の観光案内所は開いておりませんので、観光客さんは皆さんまず駅員さんに聞きます。それで、それであぶれた人は、改札を出てキヨスクの店員さんに聞きます。聞くことは一様に、法隆寺に行くにはどう行ったらいいでしょうかと、こういうことであります。本当に判で押したように、法隆寺に行きたいんだけども、こういう話が出てまいります。駅員さんも一生懸命丁寧に、あるいはキヨスクさんも一生懸命丁寧に説明しておられます。ですが、観光客が多いと、どっと来ますと、何人も駅員さんを取り囲む、あるいはキヨスクさんを取り囲む、こういう

状況になってしまいます。そうしますと、それぞれの本来の職務が滞ってしまうような状態でもありました。

その原因の1つとしましては、改札口からは観光協会の観光案内所が死角になって見えないんです。これが、観光案内所が開いていればの話ですけども、一つの私は問題ではないかなと思います。せっかく遠来のお客様が色々質問するのに、即対応出来ないことは、やはり残念だなあと。私も観光ボランティアをしますので、よく思いました。

また、時間帯の問題もあります。10時から昼食休憩を挟んで3時までといいますと、やはり時間帯としても不十分だなあ、せっかくああいう立派な場所がありながら残念だなと思うのでありますけども、これに関しては、もっと時間帯を延ばすとか、職員さんを1名じゃなくて色々人を都合して3名にするとか、そういうことはございませんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほど、時間帯については、夏になるとどうしても出足も早くなってくると、涼しい間にといようなこともございますから、当然時間を10時からでなくて、1時間程度早める方策を今観光協会と詰めさせていただいているということでございます。

人員については、その状況、観光シーズンとかそういう状況も見ながらの対応になっていこうかと、このように思います。

ただ、さきに述べられました駅員さんに聞く、またキヨスクで聞くということについては、当然開設時間外であれば、駅員さんの方はお客さんに対する対応ということでもありますから、それはJRの駅員さんとしての当然のことではないかな、このようには思います。案内所出来ることによって、駅員さんの負担も相当軽くなったのかなと。今までは案内所がありませんでしたから、すべて駅員さん対応ということになっておりました。

そういうようなことで、観光案内所が見えにくいとかいうこともおっしゃってましたけれども、あの場所については、自由通路の中でございますから、ある程度制限も、その範囲も限定をされてきます。そうした中で、今の現在の位置に設定をするということで確認をいたしまして工事を行ってきたということでございますので、ご理解をいただきたい、このように思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） わかりました。

それから、自由通路にないものという話をさせていただきます。ないものといいますとちょっとびっくりするんですけども、JRの普通の駅ですと、出発時刻の時刻表がございます。ところが、法隆寺駅にはこれがないんですよね。改札を入れれば、確かにあります。でも、あそこに、観光客さんが、時刻表は時刻表はとよく探しておられますので、何でないのかなと。これは、JRさんに聞かなければわからないかもしれませんが、まずその時刻表がありません。

それから、ベンチ、ちょっと腰かけるというベンチがございません。お年寄りさんたちは、やっぱりベンチが欲しいな欲しいなと言っておられます。バーのところに腰をかけるようにしておられる方もおります。スペース的に難しいかなとは思いますが、やはり人にやさしい通路、駅づくり、まちづくりでございますので、ベンチもあった方がいいかなと思ったりいたします。

それから、ごみ箱がございません。小さいものは1つございますけども、ごみ箱を探してうろうろしているお客さんもおります。キヨスクの店員さんに聞きましたら、ごみをどっどって持ってきてこれ何とかしてやというて入っていくお客さんもあるそうなのでございます。

それから、もう1つないものは、「南口」という多少大きな表示はありますけども「北口」という表示がないんですよね。これ、やはり、遠来のお客さんは、どっちが南か北かもわからない、南がどういうものか北がどういうものかわからないわけで、私自身もまだはっきりとどちらが南口なのか北口なのか、同じ斑鳩町に住んでいながら余りわからないという状況でございますので、表示、案内板についてはもっと親切にしたいと思います。

それで、これはデザイナーの希望かどうかわかりませんが、JR法隆寺駅は非常にさっぱりとしている、すっきりしているというか、今は夏ですから涼しくていいんですけども、これ冬だったらちょっと涼し過ぎるんじゃないかなというぐらいのさっぱりした加減であります。これは、そういうデザイナーの希望もあり、法隆寺駅というのはそういうふうな方向で行くんだと、こういうものであろうと思います。その点もちょっと、今言いましたないものに関して、デザイナーの希望であのようにすっきりしているのか、あるいは町の希望としてああいうふうにするのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 時刻表関係については、当然改札口で次の列車等の表示はすぐに見えるということでございます。時刻表の設置関係については、JR側に確認をしないと明確にはお答え出来ないということでございます。

それと、ベンチがないということでございますけれども、自由通路にベンチを設置することについては、先ほど、高齢者用の手すりとかついております。そこへ設置をすることによってそこで遮断をしてしまうということになってしまいますので、自由通路内にベンチを設置することは非常に難しいということでございます。

そして、ごみ箱につきましては、以前に北口の広場にもごみ箱がございました。しかし、電車に乗る方がごみを持ってきてそこへほかしていくというようなこともございます。そうしたことで、ごみは持ち帰るという運動の中で、ごみ箱等はそういう施設には設置をしていないというのが現状でございます。

それと、表示関係でございますけれども、表示関係についてもJR側と、色々な基準もある中で表示関係の協議をしてきました。そうした中で、改札口から出ますと、その辺の表示は出来ている、今、明確にお答え出来ませんが、北口、南口の表示はあると、このように思っているところでございます。

そして、さっぱりをしているという状況でございますけれども、斑鳩町の自由通路と、世界文化遺産のある法隆寺の回廊のイメージをした形でデザインをさせていただきました。回廊の白壁にそういう色々なものを表示するとかそういうことも好ましくないというようなことも当然ございますので、あくまでも回廊風を残した形で維持していくということで考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） その表示看板ですが、壁はもちろん飾らない、ポスターも何も張らないという方針でございましょうから、看板は当然小さくなっております。見ておきますと、こちら北口の方へ行きますと、「北口」としまして、法隆寺、法起寺（ほうきじ）、「ほっきじ」と昔言ったような気がするんですけど、それから藤ノ木古墳、それから観光案内、クエスチョンマークあります。それから、「南口」とありまして、いかるがホール、大和川方面、それからバス、タクシー、こういうふうに書いてあります。観光案内所で聞きますと、バス、タクシーは南口の方にあるんだよと、こういうことだと思えますね。それから、北口の法隆寺、法起寺、藤ノ木古墳、これはどういう関係だ

ろうかとお客さんに聞かれるそうであります。これは、歩いていけば法隆寺までは17、8分から20分で行けますよと、こういうことですよというふうに説明されておりました。この辺がもうちょっと親切な、なるべく、徒歩で来られた方は北口の方へ、それからいかるがホール、大和川方面、あるいはバス、タクシーで観光される方は南口ですよというような表示であった方がわかりやすいのではないかと思います。

それから、私もボランティアガイドの一員として全般的なご案内をさせていただいているんですけども、私の場合は、法隆寺以外の斑鳩の里全般をご案内する、そういうウォーキングなどの催し物によく出させてもらっております。その時に、お客さんが一番喜ぶのは、西里の集落と法隆寺の関係、法輪寺と東里の関係。特に東里は、遠来のお客様は大変喜ぶます。なぜかといいますと、ここは普通に今も生活している場所であって、いわゆる観光客にこびていないと。それで、細い路地を曲がりますと、法輪寺の三重の塔が見える。これこそ奈良の斑鳩の原風景だといって皆さんが大変喜ばれます。こういうこともあって、私は北口の表示板に、法隆寺、法起寺、法輪寺と入れていただいたら大変いいんじゃないかなと思います。これはすぐに解決しないことでありましょうけども。

それから、ウォーキングなどの催し物があると、以前ですと北口で待ち合わせ、あるいは南口で待ち合わせ、この2カ所だったんですけども、現在は北口に2カ所、南口に2カ所、4カ所ございまして、どこで待ち合わせするかというのは結構問題になると思います。ですから、私、この駅が出来る前に1つ友人を通じて提案させてもらったことがあります。それは4カ所ある出口にマスコットマークというんでしょうか、それをわかりやすい、北口の1には例えばこれこれ、2にはこれこれというようなものを4カ所それぞれ設けていただきましたら、大変いいんじゃないかなと思っております。

で、外国人さんをご案内しておりますと、法隆寺のあの広い東西の道を歩いておりますと、塔頭、お寺の住居みたいなところに、それぞれコーナーに、屋根瓦に色んなマークがついてあります。日本人はほとんど質問しませんけども外国人さんは、あれは何だと、どんな意味があるんだとしつこく聞かれるようなことがあります。そこには、とめ瓦といまして、角、角を釘を刺しまして瓦が落ちないように、そしてまたその釘を隠すためにハスの花とか般若のような面とかシーサーのようなものとか、ああいうものが飾られてあります。できれば、そういうものを利用してマスコットマークなどをしていただきましたら、大変喜ばれるんじゃないかなと思います。これは要望というよりも、

こうしたらどうかかなということでございます。質問ではございませんが。

それから、もう1つは、駅のパンフレットの件でございます。このパンフレットには、当然一番わかりやすいルートを1つだけ書いてあります。我々地元の者ですと、こうも行けるああも行けるとか色々ありまして、この道も通ってもらいたいなとかいうところがございます。できれば、もうちょっと詳しい地図を出しまして、北口を出て左の商店街を通過して、あるいは自転車置き場を通過して南都銀行の前を通過していけば、もう1つ信号を省略出来て早く行けるんじゃないかなとか思ったりいたします。このパンフレットの改良も、ひとつ出来ればよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、お客さんがおっしゃるんですけども、私もそう考えます。法隆寺の駅を降りて法隆寺へ行くまでの間に何もおもしろいものがないなど、こういう話をよく聞きます。私もこれ大変残念でございまして、これまでの何十年かの町政、斑鳩のまちづくりという点では、ちょっともうひとつだったなあと思ひされております。これも要望と言つてもしょうがないことでございますので、今後の課題として、我々ボランティアも住民も、あるいは町行政としましても、もっとおもしろい、法隆寺まで行く道何とか考えていきたいと思ひております。

法隆寺まで行く道については以上でございます。

続きまして、法隆寺の参道についてお話ししたいと思います。

この参道は、1261年につくられた道でありまして、昭和に入つて国道25号でござ承知のように分断されまして、それから昭和42年に県道法隆寺線によって南大門の前でU字形にまた分断されました。それで、現在はどのようになっていますかといひますと、南大門の前で2度両側の、横断歩道を渡つてまた渡つて、そうしないと交通規制上は南大門へ、法隆寺へ行けないと、こういうようになっています。

現状はどうかといひますと、あそこは皆さん自由に、そういう横断歩道を利用しないでどんどんと渡つております。参道は斑鳩町道でございますので、出来れば小道の機能としても、あるいは松並木、参道の機能としても、真っ直ぐ南大門に行けるのがベターじゃないかと思ひまして、2年ほど前から私一生懸命県警本部交通規制課に行きましてお打ち合わせしたり、また法隆寺のお寺の中で県警さんとお話し合いをしたりしましたけども、まだ現状のような状態であります。

我々100人余りの観光ボランティアガイドなんですけども、法隆寺には7つの不思議が昔ございました。それにプラスして1つまた現代の不思議があるなあというほどこ

れはおかしな規制ではないかなと思います。これについては、県議会議員を通じて県会の場でも質問させていただきましたけれども、何とかなるんじゃないかなと希望は持たされましたけれども、相変わらず現状のような状態でございます。この件について、斑鳩町さんとしてはどのようにお思いでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 法隆寺の南大門前の参道の中央部の横断歩道についてでございます。

議員もおっしゃってますように、県議会におきましても質問がございました。県警の本部長の方から、交通規制は、交通の安全と円滑な確保を同時に達成するために、道路の形状や交通の流れの実態に応じ検討、見直しを行って最適なものになるように努めるべきものということで答えられております。

ご指摘の横断歩道につきましては、安全確保の面から横断歩道が設置されていないと、このように認識をいたしております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 横断歩道までの道、いわゆる参道を最近通る人は、外国人が多いのでございます。外国人の皆さんは、分厚い観光案内を持ちまして、参道を通るものだと思って通られます。ところが、逆に日本人の方が、そういういい習慣というんですか、そういうものは希薄になった結果でしょうか、参道は余り利用しない、こういう風潮が出てまいりました。やはり、参道を行って法隆寺へ行く、この間に色々と松並木の下で心を静めたりして、例えば我々観光ボランティアですと、その間にお客様の要望とかお考えを聞いたりしながらゆっくりと法隆寺へ参ると、こういうふうにも利用させてもらっておりますので、もう一度斑鳩町としましては参道を真っ直ぐ行けるように、まあ現在は皆さん真っ直ぐ行っているんですよ、それをひとつ県なり県警なりに、私も一生懸命行きますので、よろしくご支援をいただきたいと思っております。

遠来の外国から来たお客さんが、参道というのは真っ直ぐ行くもんだと思って、あの交差点を通って行って車にひかれたりしたら、観光客が悪いんだと、こういうことになると。県警もそういうふうにおっしゃいました。横断歩道があるのにそこを渡らないということは、遵法精神がないと。また、そういう小学生を育てたのは学校が悪いとか、そういう話までされまして、ちょっと違うんじゃないかな、もうちょっとこの参道の、ここから斑鳩町の「人にやさしい道づくり」の第一歩を進めていただきたいと強く希望

いたします。

参道については、以上で終わらせていただきたいと思います。

それから、次に、町内の国道、県道、町道、また里道についてという非常に大雑把な質問になりますけども、里道に関しては、今まで国とか県の所管であったものが、たしか7年ほど前からですか、地方分権に伴う改正により町の方に管轄を移管されたと聞いておりますが、この経緯について説明していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 里道につきましては、法定外公共物と言われておられて、先ほど言われましたように、平成11年7月8日に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が成立したことによりまして、国土交通省所管の財産であった里道、水路などの法定外公共物が市町村に無償譲渡されたということがございます。現在は、そうしたことで町の管理ということがございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今、私、里道とか古道は斑鳩町特有の観光資源であり、地域資源というふうに感じております。これを利用いたしますと、観光客さんあるいはウォーキングのお客さんが大変喜ばれる、例えば業平道とか当麻道とか聖徳太子の筋違道とか、これ日本全国歩いてても、これだけ豊富な里道、あるいは古道があるのは、私は斑鳩町だけではないかと思えます。これを生かさない手はございませんので、ひとつ里道の現況きちっと調べていただきまして、色んな利用方法があると思えますので、よろしく願いたいと思います。

里道の現況というものは、国のものであった時代から、町が管轄されてからどのように変わったでしょうか、変わりがなかったでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この里道につきましては、人の歴史と共に出来てきたもので、現在まで人の生活を支えてきているわけです。そうした状況の中で、所有権意識とかいうのは希薄な状態というような状況でございます。そうしたことで、町に譲渡されたという状況がございますけれども、今日までの所有権意識が希薄な状態できている中で、集落や近隣の住民の方によって事実上今日まで管理をされてきているという状況がございます。

譲与を受けて町が管理となっても、すぐにそれを管理町が出来るかといえば、当然す

ぐには出来得ないという状況でございます。里道も、1, 220本でございます。水路についても、761本譲与を受けてます。トータルで約2, 000本という里道、水路を譲与を受けたわけでございます。それすべて町で管理をすると、機能、管理全般的にわたって管理をするというのは、今の現状の中では当然無理でございます。

そうしたことで、地域住民の方にご協力願って維持していくという状況になろうかと、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 非常に残念な状況でもあるかとも思います。私の家の近くにも、例えば王寺の方たちが神南の墓場に行く時はここを通過して墓場へ上っていったんだとか、あるいは三室病院へ行くのに神南の人たちはこの里道を通過していったんだと。そこを行ってみますと、確かに途中までは1メートルぐらいの立派な里道というか道路がございまして、その中間に遮るように、地主さんか何か知りませんが、通れないような柵をやってしまっていると。こういう状況が、恐らく斑鳩町内あちこちで見られるんじゃないかなと思います。

この里道が、あるいは古道が自由に歩けるようになりますと、最近よく言われております成人病、メタボリック症候群、そういうようなものは1日大体20分歩けばかなり解消すると。もしかしたら総合福祉会館よりもいいものが出来上がるんじゃないかなと思うほど、私は里道あるいは古道をきちんと整備して、斑鳩町の皆さんが自由に歩ける。イギリスでは、パブリックフットパスと申しまして、歩くだけの道、あるいはそこに車椅子が通れる道。こういうものを斑鳩町内に張りめぐらすようになれば、これこそ人にやさしい斑鳩町、あるいは人にやさしいフットパスのまち斑鳩町というふうなことになるんじゃないかなと、私はそういう夢を持っております。

今、里道について聞きました。それから、次は、国道の3桁、例えば186というような、この国道についても、地方自治体がある一部は管轄出来るというように聞いておりますけれども、これについて出来ましたら説明していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 斑鳩町内には、国道25号ということで国直轄の管理国道がございまして。そして、平群から来ております168号、一定区間ですけれども、県が管理しております。25号の竜田大橋から王寺までの間は、24号と168が重なっているというような状況でございますけれども、上位の国が管理しているという状況でござ

ございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 議員になって日が浅いんですけども、父兄さん、あるいはお孫さんのためにとって、ひとつ学童の通学路をもっときちっと確保してもらいたいと、こういう相談を数多く受けました。私にくださったそういう要望に関しては、私もきちんとかたえていかなければならないと思っております。やはり学童通学路からこそ、斑鳩町の歩く道、歩く権利というものをきちんと保障されるようなまちにならなければ、人にやさしいまちづくりとは言えないだろうと思えます。

そして、先日国道25号を大国町から奈良の横田まで歩道を注目して歩いて見ました。これで見えた結果、市街地に関しては、斑鳩町が一番危険な歩道になっていると感じました。当然国道といいますが、どこの国道でもそうなんですけども、車のための道になってしまっている。日本全国そうだろうと思えます。けれども、例えば斑鳩町ですと、昭和橋から竜田警察までの間、この間の歩道の広さは、恐らく危険と隣り合わせの道になっているだろうと思えます。国道でありますので、これを何とか斑鳩町としてもきちっと整備しないことには、学童さんはじめ大変困った状況になると思えますが、ここは斑鳩町としては関与を余り出来ないようなものでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 斑鳩町の関与の問題でありますけれども、国道、県道、いずれにしても斑鳩町内の都市基盤の施設でございます。そうしたことで、当然国にも要望をしておりますし、県にも要望を行っております。

竜田の交番から西、次の交差点まで用地の協力が得られるということがございまして、国に要望して、1.5メートルでありますけれども歩道の整備をさせていただきました。国の方でしてくれました。バス停へ行くのに、今までは国道の側溝を通過していたというような状況もございましたけども、今そこを通れるというようなことで喜んでいただいている。

ある一定の区間、延長的に取れば、国の方にも整備をしてもらおう状況にはありますんで、その用地の協力が得られれば国とも協議をしていきたい、このようには思うんですけども、今言っているようなところについては、当然建物が連たんしておりまして、建物のある限り、なかなか歩道設置のために建物の協力をいただいて歩道を設置するということについては難しさがございまして、すぐには難しい、このよう

に思っております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今後ともひとつよろしく願いたします。

ひとにやさしい道づくりの最後に、斑鳩バイパス計画白紙撤回要求連絡協議会から、今年度の第28回になる「交通量調査の実施に当たって」という声明文が出されました。この声明文は、私ところの家にも20何回か配達されまして、それなりに心を込めて一生懸命つくった声明文だなと感心しております。この声明文は、町長さんのところにも配達証明付で送付したというふうに言っておられましたので、これをご覧になって、まことに恐縮ですけれども、急な話恐縮ですけれども、ご感想をひとつ述べていただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 第28回の交通量調査実施に当たってということで声明ということでいただいておりますけれども、その中で個々に対する色々述べていただいておりますけれども、その個々に対する意見ということではなしに、当該交通量調査結果についてどうかと、このように一番最初に感じました。今日まで27回実施されておりますけれども、その結果について公表をされているということにはなっていないのではないかなと。

そうしたことで、ちょっと少し古い話でありますけれども、平成12年、特別委員会の中で、国道168号線の交通量が非常に多いと、パークウェイが出来ても現25号の交通量は変化はないよというようなご発言をされております。それは当該交通量調査の結果であるということでは言われているわけですが、実質交通量調査の結果では、25号そのものの交通量が7割ほど占めているわけですから、168号が主体で25号の交通量が減らないということには当然なりませんので、そういう交通量調査の結果も教えていただいて、人にやさしい安全安心の道づくりについてお話を出来れば、このように思っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） わかりました。

そしたら、次の激甚災害の備えについて入ります。

最近、地方政府というような耳なれない言葉も聞かれるようになりましたが、国家でも地方自治体でも、究極の目的は住民の生命と財産を守ることにあると思えます。

6, 400人の犠牲者を出しました阪神淡路大震災、それから早くも12年が過ぎました。関西は、今後30年以内に60%程度の確率でマグニチュード8以上の巨大地震に襲われるという、政府や専門家による伝えがあります。いわゆる南海・東南海地震のことです。

しかし、我々は、まさか自分がこの被害を受けることはないだろうというようにたかをくくって暮らしているようでもありますけども、このような異常気象も続く昨今、予想もつかないような大風水害、あるいはそういうような激甚災害に襲われることが、予期してあるんですけども予期せず襲われることがあると思います。これについて、激甚災害に対する町の体制はどうなっておられるのでしょうか、ひとつお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在、本町で定めております地域防災計画の内容に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

1つといたしまして、災害発生時におけます初動体制についてでございます。

地震災害の場合では、震度4の地震が発生した場合、地震災害警戒体制といたしまして、災害情報の収集など災害応急対策を実施することといたしております。また、震度5弱以上の地震が発生した場合、町長を本部長とした町災害対策本部を自動的に設置して、職員の動員を行うと共に、あらかじめ定めております部署への配備を行い、活動体制を確立することといたしております。特に、被災直後の迅速な応急活動を行うために、通勤距離5キロ以内の職員で構成する緊急初動対策部を設置することともいたしております。

次に、風水害発生時におけます初動体制につきましては、気象情報、洪水予報、災害の発生が予想される場合等におきまして、風水害等警戒体制、または町災害対策本部の設置を行いまして、災害応急対策を実施することといたしております。このような場合に際しまして、本年度から、職員、消防団員を対象としました緊急時非常招集メールシステムの導入を行い、初動体制が早期に確立出来るように整備をいたしたところでもございます。

次に、2つ目といたしまして、活動内容についてでございます。

災害発生時等におきましては、国、県、西和消防署、西和警察署等の関係機関との連携協力のもと警戒活動を行うと共に、人的被害や建物被害等の被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行うことといたしております。また、あ

わせまして、情報不足による混乱の発生を防止するため、有線放送やFM放送、広報車等により、住民の方に対し正確な情報を伝えるための広報活動を実施することといたしております。

次に、3つ目といたしまして、応急避難についてでございます。

住民の方々を災害から保護し二次災害の防止をするために、特に必要がある場合には、住民に対し避難のための勧告や指示を行うことといたしております。

このような場合の住民の方の避難所の開設基準については、地震災害の場合では、震度5強以下の場合には避難状況に応じて開設していくこととなりますが、震度6以上の地震が発生し多数の避難者が予測される場合には、速やかに避難所を開設することといたしております。

また、風水害発生時におきましては、その状況に応じまして、浸水や崖崩れなどによる被害のない安全な場所の避難所を開設し、あわせて住民に周知をすることといたしております。先般、各自治会を通じまして配布をいたしました洪水ハザードマップにも掲載しておりますが、避難所につきましては、町内の学校、幼稚園等の公共施設19カ所を指定をいたしておるところでございます。

次に、4つといたしまして、緊急物資の供給についてでございます。

家屋の破壊、焼失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対しましては、必要な物資の供給を行うための炊き出しや給水活動を行うことといたしております。

現在、災害備蓄品といたしまして、乾パン、アルファ米といった食料が1万6,790食、粉ミルク24缶、毛布2,350枚、紙おむつ、乳児用・大人用合わせまして3,450枚、仮設トイレ10台、照明機材10セットを備蓄いたしておるところでございます。

また、緊急物資の供給を円滑に行うため、友好都市でございます兵庫県並びに大阪府の両太子町、長野県飯島町と災害時等相互応援に関する協定を結んでいるところでもございます。奈良県及び県内全市町村と水道災害相互応援に関する協定をも締結をいたしておるところでございます。また、JA奈良県農協、イオン株式会社西日本カンパニー、敷島製パンと食料や生活必需品の確保等に関する協定をも結んでいるところもございます。その他、郵便局とも災害時等におけます相互協力に関する協定を結んでいるところでもございます。

以上が、本町の災害時におけます町の体制でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 時間が迫ってまいりましたが、この間の阪神淡路大震災で生き埋めになった人を助け出したのは、90%以上の人を救助しましたのは、地域の自分自身も被災をした住民であったということでもあります。24時間以内、あるいは最大でも72時間以内、つまり3日間のうちに救助しなければならないということになるわけであります。

私どもの自治会としまして、笠町自治会と申しますが、自主防災体制をつくるべく今努力しているところであります。斑鳩町には、144ほどの自治会があると聞いております。この自治会に対して、斑鳩町さんはどのような働きかけをなさっているのかということが1つ。

それから、私どもの自治会もそうですけども、高齢化が進みまして介護を必要とされる方々も年々ふえております。自治会に加入されていない世帯もたくさんありますし、日本国じゅう同じような状態だろうとは思いますが、事人命に関しては、プライバシーの壁などとは言えないだろうと思います。この点についてもご回答をお願いいたします。

それから、先ほど総務部長がおっしゃいました、自治会を通じてパンフレットが参りました。地震対策ガイド、これは非常にいい書類であります。それから、耐震診断を受けてみませんか、こういうものも配られました。大変これもいい内容で、例えば子どもさんがたくさん集まる学校、体育館、そういうものの診断、もちろん斑鳩町も抜かりなく進めておられるだろうと思います。

それから、もう1つは、つい最近配られました水害時のハザードマップ、こういうものがあります。私どもの町内会、神南、昭和町、笠町、この辺でございます。避難場所は西小学校であります。これを見ますとわかりますように、水色で囲ってあります。ここは、水害時には2メートルから4メートルの嵩の水がつく場所と。昭和になってからも何回かそういう状態になったと聞いております。こういう場所が広域の避難場所になっていること自体が、ちょっと私たち住民としては不安になるところであります。大水害、大地震になりますと、竜田川にかかる橋梁も落ちるでしょうし、大和川の堤防も決壊する可能性もあります。こういう時に、避難場所自体が到底使えない場所になるということも考えられますので、以上この3点についてかいつまんで、出来ましたら時間以

内にご回答願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 地域におけるまず防災の取り組みでございます。

町におきましては、町の消防施設等整備補助金交付制度を活用いたしまして、消防施設等につきまして補助を行っておるところでございます。また、西和消防署においても実施されておりますけれども、消火器や消火栓による消火訓練や消火模擬訓練といった初期消火訓練を自治会において実施をいたしておるところでございます。

次に、要援護者対策でございます。

議員もご質問をされましたように、高齢者をはじめとする災害時の要援護者対策につきましては、町といたしましては、これまで高齢者の一人暮らしや高齢者世帯の方々の安否確認につきまして、地域の民生児童委員や小地域福祉会の方々、地域包括支援センター等によりまして、日ごろの見守り活動をしていただいておりますけれども、さらにつけ加えまして、今般国において災害時要援護者の避難支援ガイドラインも作成されまして、本町におきましても、今後この要援護者の避難ガイドラインを作成すべく調査を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、避難場所でございます。

確かに、現在19カ所を指定いたしております。洪水のハザードマップにも掲載させていただきました。それにつきましては、当然、今、ご指摘のありました区域については、それだけの浸水がありますので、当然そこへは逃げないでくださいよということを事前にお知らせするという意味もあるということでご理解をいただきたいと思います。そこへ行くのじゃなくてそれよりもう一つ高いところに避難してくださいよという意味も込めておりますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、申しわけないです。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 町としましても、きちんと激甚災害に対する備えをされているということで、ひとまず安心いたしました。

奈良県におきましては、橿原市と天理市が、そのような、日本でも先駆けて、地震防災計画アクションプランというものの作成に着手しているということでございます。斑鳩町におきましても、今後ともひとつ住民のために一生懸命このような防災体制に、町の体制としましても充実していただきまして、我々住民を安心させていただきたいと思

います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、AED、つまり自動体外式除細動器についてであります。

このAEDは、2004年7月から、救命のためであれば一般人も使えるようになり、2005年の愛知万博で、期間中4人の方がAEDにより救命されてから、その普及が一段と進んだと言われていています。斑鳩町議会におきましても、過去に同僚議員が一般質問をされておられますし、斑鳩町も既に設置しておられますが、その設置後のことに関してお伺いします。

最近、これは5月ですが、静岡市で野球をしていた高校生が突然ベンチで倒れ、一時心肺停止状態になったが、たまたま観戦していた救急救命士の資格を持つ人がおり、その人がAEDを使用するなどの救急救命措置を施し一命を取りとめられた。また、これも5月ですが、大阪の吹田市でも、柔道の試合中に選手が突然倒れた。これも、たまたま観戦に来ていた看護師が、体育館備え付けのAEDなどで救急救命措置を行った結果、意識を取り戻したとの報道がありました。これらは、たまたま救急救命の専門の方がいらっしやっただので、最悪の結果は免れたのではと思います。幾ら一般人が使用出来るようになったといっても、緊急時ずぶの素人がAEDを使用出来るとは思えません。AEDを設置している施設のAEDに対する研修はどのように取り組まれておられますか、お聞きします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） AEDの使用方法等の職員研修等についてでございます。

その設置場所に勤務する職員につきましては、設置時に納入業者から講習を受けると共に、町職員につきましては、本町が実施する上級の救命講習会時に、平成17年度から必須項目としてその使用方法の講習を受けております。

また、学校の教職員につきましては、救命講習会時に講習を受けております。

さらには、中央体育館及び町民プールにつきましては、施設の特性上、担当職員はもとより、業務委託業者にも救命講習会を受講していただいております、プール開放期

間中は看護師を常駐をさせることといたしております。

また、町の消防団におきましても、AEDの使用方の講習を受けられておられまして、先般も第1分団におきまして実施をいただいたところでもございます。

以上であります。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 先般は第3分団だとは思いますが。

AED設置の施設についての職員の方が救急救命の講習を受けておられ、常時使用可能な方が必ずいらっしゃるということで、大変心強い限りではあります。

先ほど8カ所の施設を挙げられましたが、斑鳩町には公の施設がまだほかにもあります。このような施設に関しては、今後どのように取り組まれますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 設置していない場所といたしましては、ふれあい交流センターや老人憩の家、法隆寺iセンター、いかるがホール等の施設へのAEDの設置につきましては、不特定多数の方々が利用される施設であるという性質上、今後順次設置について検討をしてみたいと考えております。また、（仮称）総合福祉会館につきましても、AEDを設置した施設として整備を進めてみたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 先ほど小中学校に設置しているとお聞きしましたが、幼稚園や保育所などにも必要であると考えますが、それらも含めて早急に設置していただきたい。そして、職員の講習にも繰り返し参加していただくようお願いいたします。

また、公の施設だけでなく、大型販売店などにも設置を呼びかけていただきたい。商業施設の場合は、経済産業省から補助金も出ると聞いております。AEDの使用は、ごくまれなことではありますが、命にかかわることです。ぜひとも検討だけでなく行動してもらいたいことをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

法隆寺駅周辺整備についてであります。これは、先ほどの質問者も質問されておられまして重複する部分があるかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

今年の3月10日に南北自由通路及び橋上駅供用開始後、JR利用者の方は、橋上駅に関しては賛否があり、今まで南口からなら改札を通るとすぐにホームだったのに不便になったとか、大阪から帰ってきたら、階段を使わずにすぐに北口に出られたのに不便になったとか、この北口に出られたということは、駅舎工事中だけのことで、以前は大

阪から帰ってきたら、北口、南口に出るのに必ず階段を使っていたはずなんですけれども、ほんの1年ほど前のことを忘れ、都合のよいことだけ頭に残っているんだなど、私もそういうことには気をつけなければと自戒したりもしておりますが、また今まで南口利用者の方で週2回大阪の病院に通っていたが、足が悪く、大阪からの帰りは、小泉駅まで行ってエレベーターを使い大阪行きのホームに移りまた法隆寺で降りていたけれど、今はそんなことをせずに法隆寺駅で降りられると喜んでおられた方、幼児を連れて赤ちゃんをベビーカーに乗せておられる方も喜んでおられましたし、出張や旅行に行くため大きなキャリーバックを持っておられる方も、新駅になってよかったと言っておられました。総じて、以前の南口利用者で、障害を持っておられない方や健康な方、乗降に負担の少ない方は不便になったと感じられ、以前の北口利用者や高齢者、足の悪い方、また乗降に負担の大きい方には大変喜ばれています。人それぞれの立場によって色々な感じ方があるんだと思うこの3カ月でした。

また、私が住まいしております自治会は、線路で2分割されていますが、行く目的のところにもよりますが、踏切で待つより自由通路を利用している人も多く、近隣の人も、医院の番号札を取りに行く往復時に、エスカレーター、エレベーターを利用している方もいらっしゃいます。バリアフリー法を踏まえて、高齢者や障害を持った人、また乳幼児連れの家族には、やさしい自由通路であり橋上駅であろうと感じています。

また、踏切の拡幅につきましては、これだけの拡幅だったらしめない方がましだと言われたある会社の送迎バスの運転手1人だけで、たいていの方が、特に児童生徒や歩行者、自転車の利用者には、車に気をつかわなくて横断出来ると、また車が相互通行出来るとドライバーにも大変好評で、踏切拡幅にご努力いただきました理事者の皆さんには、感謝いたします。

さて、最近、地元住民の方はもとより通路利用者、JR利用者の方々から、今後駅周辺はどのようになるのかなどの質問をよく受けます。私は、昨年度都市基盤整備特別委員長もさせていただいておまして、ある程度の概要についてはお答えをしておりますが、確認の意味で、1つ1つの事業については後ほど伺いしますが、まず法隆寺駅周辺整備についての全体像をお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） JR法隆寺駅周辺整備事業の現在の進捗状況でございます。

J R法隆寺駅周辺整備計画は、議会におきましても種々議論をいただきながら、駅舎橋上化、周辺道路整備計画の具体的な方向性を定め、今日まで駅周辺自治会等に対する説明会においてもご理解を得たところでございます。現在までこの計画に沿って進めてきているところでございます。

まず、現在までの進捗を簡単に説明をさせていただきますと、駅舎橋上化事業におきましては、議員も言っていただきましたように、去る3月10日に、駅舎、南北自由通路が開通をいたしまして、町施設であります南北自由通路につきましては、3月末をもってJ Rより施設の引き渡しを受けまして、4月からは町施設として使用を開始をしたところでございます。

また、周辺整備といたしましては、現在までに18年度繰り越し事業として駅南口広場歩道と自由通路の取り合い工事を主とした工事を終えまして、現在は駅北口から踏切方面への道路整備工事、4-1号線と言っておりますけれども、行っているところでございます。また、本定例会に上程をいたしております議案第24号 J R法隆寺駅南口広場整備工事請負契約の締結について議決をいただきまして、平成19年度事業として南口広場全体の整備工事に着手をし、年度内に広場を完成することによりまして、交通広場としての機能を確保してまいりたいと、このように考えております。

なお、当該工事の進捗状況を見ながら、タクシー及びバス乗り場にかけてのシェルター、屋根付きの待合所でございます、そしてシンボルとなるモニュメントを設置する工事を発注してまいりたい、このように考えております。

周辺住民の皆さん、並びに駅利用者の方々には、引き続き工事によりご迷惑をかけることと思っておりますけれども、よろしく願いたい、このように思っております。安全面については、配慮を行いまして実施していきたい、このように考えております。

また、駅周辺道路計画に位置づけております駅南口の、1号線と言っておりますこの駅南口広場から県道大和高田斑鳩線の高架橋付近にかけての道路計画、そして2号線と言っておりますけれども、1号線の間部から新家地区の農地部分を通り、都市計画道路安堵王寺線から県道大和高田斑鳩線へ接続する道路計画につきましては、測量設計等の調査業務を発注いたしまして現在作業を実施しているところでございます。こうした調査概要が大筋とまり次第、地元関係団体、関係機関等とも協議調整を図りながら、具体的な道路計画の取りまとめを行うことといたしております。

以上が現在までの進捗状況でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 現在の南口広場についてであります。以前の駅舎に向かう横断歩道が現在のエスカレーター上り口とずれが出ている。また、タクシーの運転者さんが、新しい駅舎が出来て、観光客から立派な駅ですねと言われるたびに、自分がほめられているようにうれしくて、新駅舎が出来てよかったと思うんだけど、夜は真っ暗でタクシー待ちの乗客の顔もわからない、新しい駅舎なのに昼と夜が違い過ぎると言っておられました。なるほど、夜は照明が極端に少なく、本当に暗い広場になっています。このようなことも含めて、南口広場の整備についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご質問いただきました広場全体の整備概要でございます。

広場面積は、3,200平方メートルでございます。主として交通広場としての機能を確保するためのロータリー整備を行うものでございまして、車道センターには中央分離帯を設けまして、バスやタクシーの乗降スペースのほか、タクシー待機スペース等を確保することといたしております。車道部の分離帯等には、照明柱を設置をしていきたいと、このように考えております。

次に、歩道でございますが、広場北側の歩道は、興留街道踏切から自由通路の西側の階段の降り口付近までの間で歩道を設置いたしまして、広場南側にも歩道を設置する予定をいたしております。いずれも石張り舗装で整備を行うことといたしております。また、南口広場の北側歩道においては、バスの待合スペースとなります椅子ですけれども、設置をいたしまして、歩道部にも照明柱を設置することといたしております。

また、そのほか、先ほど申し上げましたように、工事の進捗状況を見ながら、タクシー乗り場から、そしてバス乗り場にかけてシェルターの設置、ロータリー中央にはシンボルのモニュメントの設置を計画をいたしております。

なお、広場内の安全対策等に係ります規制誘導線等につきましては、工事が進捗する中で広場の形態が明確になった時点におきまして、協議調整することで警察との事前協議を行ってきております。

以上が、南口広場の全体の整備概要ということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 照明や横断歩道についても対処していただいているようですが、以前北口広場に桜の木が植わっておりまして、公園になっていまして、住民の憩いの場

になっていましたが、駅舎工事のため移設されました。現在の自由通路南の東側階段の降り口の正面、ハートインの西側の空間を、この北口広場の公園のような、桜の木の下、憩いの広場を考えていただきたかった。現在、知り合いの住民からも、石張りになっているんですが、この芸のない石張りは何ですのと、もうちょっと安らぎというか、憩いの場を考えて取り入れてもらってもよかったのではという声も聞いております。今後は、先ほどのご答弁で、シンボルとなるモニュメントも考えておられるらしいんですが、何をシンボルとしたどのようなモニュメントにするのか、所管委員会によく説明していただいて、多数の住民が納得出来るようなものにしていただきたい。駅舎新築の折には瓦で約半年間もめた経緯もございますので、所管委員会に必ず諮って皆様のご理解を得ていただきたいと、このように思います。

また、コミュニティバスの待合室にも注意を払っていただきたい。これは、今6人がけになっておりますが、お年寄りの方座って大変喜んでいただいておりますので、これにも注意を払っていただきたいと、このように思います。

それでは、次に、駅周辺整備、1号線についてであります。

西名阪バイパス高架下から駅に向かっての道路が狭いため、朝、駅南口に送ってくる車、送り終えて帰る車、歩行で来られる通勤者や通学生、そして南から横断してくる歩行者でいつ事故が起こってもおかしくないような状態になっています。この1号線についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 1号線につきましては、議員述べていただきましたように、駅南口広場から県道大和高田斑鳩線高架橋付近にかけての道路計画でございます。昨年度におきまして一部事業用地を取得いたしまして、現在は道路の測量設計業務を進めております。また、県道大和高田斑鳩線の橋脚付近におきまして、道路拡幅計画に伴いますJR用地の取得が必要になりますことから、既設道路とJR敷地境界の明示の申請を行っております。境界確定後には用地の取得に向けて協議を進めることといたしております。出来るだけ早く当該路線が整備出来るように取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 現在の南口の駐輪場、これは満車状態ではなく大分空きがあるように見受けられます。それらを整理し、駐輪場の一部を道路として使えば、混雑の緩和

に大きな進展があるように思います。一日も早く測量設計業務を進め、道路幅員を確定し、一部区間だけでも先行していただきたいとお願いいたしまして、2号線について伺います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 2号線につきましては、先ほどの1号線の沿道の県道高架橋の東側部分から新家地区の農地部分を通りまして、都市計画道路安堵王寺線から県道大和高田斑鳩線へ接続する道路計画でございますが、当該路線のうち、まず新家地区におきましては、昨年度におきまして計画線に係ります境界明示を行い確定をしたところから、1号線とあわせて道路の測量設計業務を進めているところでございます。地元の関係者の了解を得まして、一部現地の測量も完了したところでございます。

今後の予定といたしましては、調査概要が大筋まとまりましたら、地元関係者と道路計画につきまして協議を進めてまいりたいと、このように考えております。年度内には道路設計を取りまとめたいと、このように考えているところでございます。

また、2号線のうち市街化部分にあります建物等の調査につきましても、地権者と調整を図りながら、現在補償に係ります調査を実施させていただいているところでございます。今後は、こうした調査概要の取りまとめ作業を進めながら、道路設計を具体化する中で用地交渉を進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） この南口の2号線こそ、西名阪バイパスからいかるがホルの南側を通り、法隆寺駅南口へ通じ、大型観光バスでもゆうゆうと入ってこられるメイン道路であると説明を受けてまいりました。この道路が開通した暁には、駅南口から南へ向かう車の流れは劇的に変わるだろうと期待しております。現在の道路をとおられる児童生徒や歩行者の安全のためにも、ぜひとも地元関係者や各地権者の理解を得るための努力をお願いいたします。

次に、北口の4-1号線についてであります。

この4-1号線は、踏切拡幅の支障となる線路切りかえポイントを撤去するため、奈良方面行きの線路を廃止し、既存の待避線を上り線・奈良行き線として使用しました。廃止となった奈良行き部分の土地を道路として使用するものですが、現在、朝夕のラッシュ時には、個人的な送迎の車が、西側サンロードから、また北側から、たまには東側踏切方面から入ってきており、しかも北口広場には車両誘導線が引かれていないことか

ら、各車思い思いに直進、左折、右折をされており、団子状態になることもあります。

この北口4-1号線についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 4-1号線につきまして説明をさせていただきたいと思っています。

駅北口から踏切までの道路計画となつてございますが、議員言つていただきましたように、廃線敷を本年3月に取得したということで、平成18年度繰り越しの事業として現在工事を行わせていただいております。

整備概要といたしましては、自由通路のエレベーターホール付近から興留街道踏切までの間を整備をさせていただきます。JR軌道敷に沿つて3.5メートルの歩道を確保していきたい。また、車道については4メートルの道路構成といたしております。歩道は、南口広場と同様に石張り舗装を行つてまいります。また、軌道敷と町の境界には擁壁を設置いたしまして、歩道部にはデザイン的な照明柱を設置することといたしております。

また、当該路線に関しましては、東向き踏切方面への一方通行や踏切部分での右折禁止の規制につきまして、警察と事前協議を行つてきたところでありまして、公安委員会への申請手続を現在進めていただいているということでございます。工事が概ね完成する時期には、警察におきまして規制標識の設置場所の現地確認をしていただきまして、規制をかけて供用を行つてまいりたいと、このように思っております。

議員、今、ご指摘をいただきました北口付近では、現在、ご指摘のように車両等の誘導線が引かれておりませんが、当該路線完成後の交通規制とも整合するよう警察と十分調整を図りまして、安全性が確保出来るよう暫定的な誘導線を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたい。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 一方通行、左折のみということですが、4-1号線の出口真横に踏切があることから、それもやむを得ないのかなと、こう思います。私の中では、今年度中に開通すると思いますが、開通後の交通指導をよろしくお願ひしておきます。

それでは、北口の4-2号線についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 4-2号線につきましては、駅北口の広場から県道大和

高田斑鳩線の高架橋付近にかけての道路計画でございますが、当該路線につきましては、事業用地の大部分がJRの廃線地の取得により整備する計画といたしておりますけれども、事前の底地調査の結果から、広範囲にわたります地籍混土地が存在をしておりますことから、JR用地取得に伴います底地整理に相当時間を要するものと考えております。また、県道大和高田斑鳩線高架下におけます設計や当該県道への取り付け部分においても、県及び警察等との協議を重ねる必要がございますことから、こうした課題整理を順次進めながら事業計画の具体化に向けて努力をしまいたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） この4-2号線は、南口の2号線と同じように、新設道路であります。この道路も開通した暁には、北口広場への車の流れが大きく変わるものであろうと思われまます。大部分の用地がJR廃線跡地ということもあり、財政的な面を考慮しないならば、比較的早期に実現可能な道路であろうと思っております。実施に向けて準備だけでもクリアしておいていただけるよう、理事者の努力に期待しておきます。

それでは、最後に、5号線についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 5号線につきましては、駅北口正面から北方面への服部道まで抜ける町道312号線における道路計画でございますが、平成17年度に地元自治会を対象に説明会を実施いたしました。その後、関係権利者に対して道路計画のご理解を求めてきたところでございますが、課題も多くございまして、現在事業の進捗が図られていないのが現状でございます。町としても、早期にご理解ご協力をいただけるよう、今後も関係権利者との調整に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） この北口の5号線につきましては、最終的にはパークウェイに接続するメイン道路になろうと思っておりますが、商業関係の店舗も多く、地権者のご理解を得ることは大変だろうとは思いますが、北口広場のメイン道路として、また斑鳩町へ観光に来られた方々が一番最初に目にする案内道路としての位置づけをもってご努力いただきたいと思っております。

以上、各路線ごとに伺ってまいりました。法隆寺駅は、もう既に出来上がっております。この法隆寺駅を核として、まず南北広場の整備、そして周辺道路の整備を確実に実現し

てこそ、本当の斑鳩の玄関口になるのではないのでしょうか。今後も、出来ることから行動に移す努力をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

斑鳩町内にある公園についてであります。

町内には大小色々な公園がありますが、それらはどのように管理点検されていますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 現在、町内には54カ所の公園、広場がございます。そのうち、竜田公園は県で管理されております。法隆寺門前広場や上宮遺跡公園、大和川第一緑地を含めた10カ所の公園は、町で管理いたしております。その他の公園、広場につきましては、自治会にて管理していただいているというところがございます。

管理の内容でございますが、清掃、草刈り、樹木の剪定などにつきましては、おのおのの管理者によりまして実施をいたしております。

また、町が管理いたしております公園と自治会で管理していただいている公園については、おのおのの公園に設置しております遊具やベンチ、その他付帯施設などは、町職員によりまして、夏休み前、冬休み前の年2回の定期的な点検を行っているところでございます。

点検につきましては、国土交通省によります「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の内容に沿って、また社団法人日本公園施設業協会が策定をしている「遊具の安全に関する基準」の内容を踏まえて、損傷や磨耗、腐食やボルトの緩みの有無等について、目視、触診、打診により確認をしているところでございます。

なお、不具合箇所が見つかった場合には、自治会管理の公園につきましては自治会長あてに、不具合状況について町の補助制度の内容とあわせましてお知らせをいたしております。町の補助制度を活用いただきながら、自治会にて補修も行ってもらっております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまの説明で、自治会管理の公園の遊具については自治会で補修し、それについて町の補助制度の案内をあわせてお知らせしているとのことですが、どのように補助をされているのですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 町では、公園・広場維持補修等の補助金交付要綱を制定

をいたしております、その要綱の定めるところによりまして、自治会による遊具の増改設や補修に要した費用の2分の1以内の額について、20万円を限度として補助金を交付をいたしております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 公園の遊具の破損等により利用者が怪我を負ったりすることがテレビで時々報道されています。自治会管理の公園の遊具、付帯設備や場内整備には補助制度があるものの、施設遊具などの補修には相当の費用がかかると思われませんが、なかなか修理されずに放置されているといったことはありませんか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 破損の状況にもよりますけれども、必要に応じて応急的な補修をするか、また使用を禁止するなどの措置を講じた上で、出来るだけ早急に補修していただくように自治会長さんにもお話をさせていただきまして、施設を安全に維持するように努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） そもそも公園に設置されている施設遊具の所有者は、斑鳩町なんですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 遊具につきましては、ほとんど町有ということになりますけれども、補助制度を活用をしていただいた部分については、一部自治会の所有というものもございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ほとんど町の所有権であるということなんですけれども、公園の遊具などは、幼児、児童たちが安心して使用出来るように維持管理していく必要があるものです。各自治会も少子高齢化が進んできており、自治会で管理していくことについても難しくなっているということも聞いております。万が一事故などが発生した場合、自治会が管理責任を問われることも考えられます。

また、基本的には、遊具の補修は、その所有者がするものであって、公園を管理しているから管理者に補修させるということは、納得しがたいことだと思います。そのことに関しては、ぜひとも一考していただくように要望しまして、自治会と協力して十分な安全管理に努めていただきますようお願いもいたしまして、今回の私の一般質問を終

わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時36分 散会）